資料２

「消防団員の処遇等に関する検討会」
最終報告書（案）

令和３年〇月

消防団員の処遇等に関する検討会

はじめに

消防団員数の減少が危機的な状況となっている。

全国の消防団員数は、平成30年度から２年連続で１万人以上減少し、令和２年４月１日時点で81万8,478人となっており、このままでは80万人を切るのも時間の問題である。

他方で近年、災害が多発化・激甚化していることもあり、消防団員一人ひとりの役割が大きくなっている現状に鑑みると、団員の労苦に報いるための適切な処遇のあり方や、より幅広い、今の時代に合った団員確保策を検討する必要があるという考えのもと、昨年12月に消防庁において本検討会を発足させ、これまで計７回にわたる議論を行ってきた。

本検討会においては、まずは前半に、消防団員の適切な処遇のあり方、具体的には、出動に応じて支払われるいわゆる「出動手当」と、個々の出動とは別に消防団員に対し年額で支払われるいわゆる「年額報酬」について検討した。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討した。これらの内容について、一定の方向性について合意を得たことを受け、本年４月９日に中間報告書を取りまとめたところである。

中間報告書の取りまとめ後、改めて、総論としての消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響、消防団の意義・役割とともに、個別論点として訓練や操法大会のあり方、幅広い住民の入団促進、消防団に対する理解の促進といった事項について、引き続き議論を深めてきた。中間報告書及びこれまでの議論を踏まえ、ここに結論として最終報告書を取りまとめる。

本報告書を踏まえ、全国各地において消防団員の処遇改善をはじめとして、社会環境の変化に対する消防団の適切な対応等が進み、団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化に繋がることを切に期待したい。

令和３年〇月

消防団員の処遇等に関する検討会

座長　室﨑　益輝

「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書（案）

（目次）

序．検討の趣旨 ･･ ４

Ⅰ．消防団の現状･･･ ４

１．消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響 ･･････････････････ ４

（１）若年層の入団者数の大幅な減少

（２）消防団活動の多様化（多様な個性を有する住民の参画の必要性）

（３）若年層の価値観の変化（消防団のイメージ向上の必要性）

２．消防団の存在意義・役割･････････････････････････････････････ ５

（１）消防団の存在意義

（２）各市町村における消防団の役割の検討

Ⅱ．今後の消防団運営にあたり取り組むべき事項･･･････････････････････ ６

１．報酬等の処遇改善･･･ ６

２．消防団に対する理解の促進･････････････････････････････････････ ７

（１）消防団に対する社会的な認識、理解

（２）消防団員の加入促進広報

（３）消防団全体のイメージアップ

３．幅広い住民の入団促進･･････････････････････････････････････ ９

（１）被用者の入団促進

（２）女性の入団促進

（３）学生の入団促進等

（４）団運営のあり方の見直し

４．平時の消防団活動のあり方････････････････････････････････････ 12

（１）地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

（２）操法の意義の徹底

（３）操法大会のあり方

５．装備等の充実･･･ 14

おわりに ･･･ 15

資料編

附属資料

別添１　報酬編

（「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書（令和３年４月９日）抜粋）

別添２　「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和３年４月13日付け消防地第171号消防庁長官通知）

序．検討の趣旨

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、近年では、未曾有の大災害である平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年７月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風、令和２年７月豪雨など地震・豪雨等による災害が毎年のように発生している。

こうした災害の発生時には、多くの消防団員が即時に出動し、災害防除活動、住民の避難誘導・支援、被災者の救出・救助等にあたっている。地域を熟知した消防団員による活動は、多くの人命を救うなど大きな成果をあげており、住民からも高い期待が寄せられている。本検討会においても、直近の事例として、令和３年２月に発生した栃木県足利市における林野火災で多くの消防団員が献身的に消火活動にあたったことが報告された。

また、自らも被災しながら危険を顧みずになされる献身的な活動は高く評価されている。多くの消防団員が殉職、犠牲となった東日本大震災後、議員立法で制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）では、今後も自然災害の頻発が懸念されることを念頭に、消防団は「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であること」が明記されている。

同法の趣旨を踏まえ、全国の市町村、消防団関係者において、消防団の強化、地域防災力の充実に向けた懸命の努力がなされているところであり、敬意を表するものである。しかしながら、人口減少、高齢化が進む我が国にあって消防団を取り巻く情勢は一層厳しさを増している。このような中、住民一人ひとりの命を守る消防団をどのように充実強化していくのか、現状や取り組むべき事項について、以下のとおり分析、検討した。

Ⅰ．消防団の現状

１．消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響（参考資料Ⅰ－１）

（１）若年層の入団者数の大幅な減少

序で述べたとおり、消防団は、我が国の防災体制において、地域に密着した「地域防災力の中核」として極めて重要な役割を担っているが、団員数は減少が著しく、危機的な状況となっている。

近年は、退団者数が横ばいなのに対し、入団者数の減少が著しく、特に、20代の入団者数がここ10年間で約４割減少、30代も約２割減少するなど、若年層の入団者数の減少が、団員数減少の大きな要因となっている。特に災害が多発化・激甚化し、消防団の役割も更に多様化し重要なものとなっていることから、若年層の消防団への新規加入者の増加は、喫緊の課題である。

他方、少子化の進展により、若年層そのものが減少していることに加え、被用者の割合が年々増えていることに伴い、消防団に占める被用者の割合も増加している。昭和40年度には26.5%、昭和60年度には54.5%だった消防団員に占める被用者の割合は、令和２年度には73.9%まで増加した。とりわけ若年層にとっては、雇用者の理解なくして入団することは難しく、このことも若年層の入団者数減少に大きく影響しているものと考えられる。

消防団員数の確保に当たっては、時代に即して、消防団を若年層や被用者が参加しやすいものに変革し、また雇用者である企業を含めた社会全体の理解をより得ていく必要がある。

（２）消防団活動の多様化（多様な個性を有する住民の参画の必要性）

様々な地域が存在し、さらに災害が多発化・激甚化している中、消防団に求められる役割も自ずと多様化してきている。

多発化・激甚化する災害に適切に対応するためには、消防団が常備消防、警察を含めた地方公共団体の他の防災部局や自主防災組織、防災士など防災を担う様々な主体と連携し、各主体が適切に役割分担しながら防災に取り組み、地域防災力を充実強化していくことが必要となる。

その前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割や他の主体との違いを踏まえ、今後の消防団のあり方や運営を考える必要がある。

（３）若年層の価値観の変化（消防団のイメージ向上の必要性）

一般に若年層の価値観がより家庭やプライベートを優先する方向に変化してきていると言われている。たとえば、平成30年版子供・若者白書「就労等に関する若者の意識」によると、仕事より家庭・プライベートを優先したいという若者は、前回調査（平成23年度）に比べ10ポイント以上高く、男女とも半数を超えている。

「団活動は厳しく負担が重い」といったような消防団のイメージは、変化する若年層の価値観に合わないものであり、若年層の消防団の加入意欲の低下につながっているのではないかとの指摘がある。

消防団のイメージをより肯定的なものに変え、存在意義や役割を十分に理解してもらい、ひいては消防団への加入につながるよう、広報のあり方を含め見直していく必要がある。

２．消防団の存在意義・役割（参考資料Ⅰ－２）

社会環境の変化に消防団がどのように対応するかの議論の前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割を整理する必要がある。

（１）消防団の存在意義

消防団の存在意義として、従来から、主に以下の点が挙げられている。

- 地域密着力・要員動員力・即時対応力という３つの特性を有する地域防災力の中核
- 常備消防とともに「公助」を担いつつ、地域における「共助」の一翼を担う存在

社会環境が変化していく中でも、このような消防団の存在意義は不変であり（むしろ「公助」として担う範囲も含め大きくなっている）、引き続き、地域防災力の中核として、消防団という存在は継承されていかなくてはならないことは言をまた

ない。

また、消防団は、地域住民が主体となる組織であるという点で、同じく地域防災力を担う他の主体である、自主防災組織等と共通する点があるが、それらの組織等が各自の自主性に依拠するものであるのに対し、消防団は消防組織法において、

・市町村の消防については、条例に従い、市町村長がこれを管理する

・消防団長が消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する

と規定されるなど、消防機関の一つであり、指揮命令系統がはっきりしているという大きな特徴と意義を有している。

このように、消防団は、いかなる災害に対しても、組織的に活動できるという特性を活かしながら、常備消防・自主防災組織等と適切に連携し、活動すべき存在である。

（２）各市町村における消防団の役割の検討

その一方で、消防組織法上、消防に関する責任は、市町村に帰属することとされていることから、多発化・激甚化する各種の災害に対し、消防団が、常備消防や自主防災組織等と連携しつつ、具体的にどのような役割を果たすべきかについては、各地域の実情に応じて、各市町村で十分に考えていく必要がある。

また、国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう、各地域における多様な消防団活動について、情報収集・情報提供を行うべきである。

Ⅱ．今後の消防団運営にあたり取り組むべき事項

Ⅰ－１で述べた社会環境の変化に対応するとともに、Ⅰ－２で述べた消防団の存在意義や役割を実現するため、消防団に求められる事項は多岐にわたる。これらの事項についてはこれまでも様々な取組を行ってきたところであり、国や都道府県、市町村は、それぞれの事項について今後も更なる検討や取組を深めることが重要である。

１．報酬等の処遇改善

本検討会においては、まずは前半に、報酬等の処遇改善について検討した。それは、これらの改善が団員本人の士気向上に繋がることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠だと考えられるためである。とりわけ出動手当については、災害時の出動のように自らも危険であるにもかかわらず地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対しては相応の処遇をすべきであるという問題意識のもと、その適切なあり方について深く検討を行ったところである。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討した。その内容については、令和３年４月９日に中間報告書として取りまとめたところである。この内容を抜粋し、別添１「報酬編」としており、その内容についてはこちらを参照されたい。

中間報告書を受け、消防庁において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が４月13日に策定され、各地方公共団体に対し通知された（「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和３年４月13日付け消防地第171号消防庁長官通知））。この内容については、別添２としており、参照されたい。なお、この消防庁の基準では、中間報告書において「１日当たり7,000～8,000円程度を、支払うべき標準的な額として定めることが適当である」としていた出動報酬の額について、１日当たり8,000円を標準としたことは特筆すべき点である。

また、中間報告書及び消防庁長官通知の内容については、消防庁において、都道府県等に対し積極的に説明会を開催するなど、その内容の周知に努めているものであり、今後、各市町村等においては、これらに沿って消防団員の処遇のあり方を速やかに見直されたい。

２．消防団に対する理解の促進（参考資料Ⅱ－２）

（１）消防団活動に対する社会的な認識、理解

これまで述べたように、消防団は地域住民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な存在であり、その活動は、団員一人ひとりの献身的な努力によって支えられている。今後、取り組まなければならない事項は多岐にわたるが、何よりも必要なことは、消防団活動の意義、団員一人ひとりの活躍について、社会的な理解を深めていくことにある。

例えば、近年の風水害においても、消防団は警戒段階から危険個所のパトロールなどに出動し、異常を察知すればいち早く住民避難を呼びかけ、安全に避難誘導するなど、地味ながら住民の生命を守るために重要な役割を果たしている。また、大規模な林野火災において、住家への延焼を防ぎ、人的・物的被害を最小限に抑え鎮圧するためには、多くの人員を動員する必要があり、常備消防だけでは到底対応できない。飛び火警戒、多くの箇所に点在する火種の完全消火など消防団員による活動は不可欠である。

しかしながら、これらの地道な活動は、ヘリコプターを用いた空中消火活動、浸水地域に取り残された住民の救助など常備消防をはじめとする専門の実動部隊の活躍に比べると、報道される機会が少ないこともあり、必ずしも目立っていないとの指摘もある。

しかしながら、地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について、多くの国民に認識いただき正当に評価いただくことが、これからの取組全体を推進していくうえで必要である。厳しい財政状況の中、Ⅱ－１で述べた報酬等の処遇改善を行うことについて理解を得るためにも、こうした社会的な評価は重要である。また、現在活動している団員にとっては、処遇改善と合わせて、地域社会から感謝されること、それを実感できることが、モチベーション向上につながる。何よりも、住民が消防団の役割や活動に意義を見出し、協力、参画しようと思えることがその前提となり、ひいては今後の団員確保につながるものと考えられる。

こうしたことを念頭に以下の各取組を行っていくべきである。

（２）消防団員の加入促進広報

ア　現状

消防団員への加入を促進する広報については、これまでも、消防庁の消防団オフィシャルウェブサイトの各種コンテンツ、入団促進キャンペーン、ＰＲムービーコンテスト、各市町村の広報誌等により実施されている。このことにより、消防団という存在自体の認知は進んでいるものの、消防団への加入が進んでいないのは、消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が住民に対し十分に伝わっていないことが原因の一つと考えられる。

イ　消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報の展開

そのため、まずは、ホームページ・広報誌等、国や各地方公共団体が保有する既存の広報媒体を活用し、消防団が災害時に活躍している姿や実績、団員の声などを写真や動画で掲載したり、団員の報酬等について掲載したりするなど、多くの住民に対し消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報を積極的に行うべきである。

ウ　オンライン加入フォームの整備

また、加入したいと思った人がすぐ加入できるよう、いつでも入力可能なオンラインの加入フォームを各市町村において整備することも、加入促進に向けた有効な選択肢の一つと考えられる。

エ　SNSの活用の検討

若年層の新規入団者の確保のために、若年層の主な情報入手手段がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）であることを踏まえ、国や地方公共団体における消防団員の加入促進広報においても、SNSの積極的な活用を検討すべきである。但し、SNSを活用する際は、SNSが双方向のコミュニケーションツールであることから、広報内容に団活動の実態が伴っていないと、批判的なコメント等を通じ、却って消防団のネガティブな情報が拡散されてしまうおそれがある。

そのため、各種広報活動の充実に先立ち、まずは、消防団自身のあり方を時代に即したものへとさらに変革することが求められる。

（３）消防団全体のイメージアップ

ア　現状

消防団全体のイメージアップについては、これまでも、総務大臣感謝状・消防庁長官表彰をはじめとした各種表彰事業や、（公財）日本消防協会による消防団応援の店や消防団応援団等の取組、また、消防操法大会で優勝した団員の家族に対し感謝状を贈呈する自治体の取組などを通じ、一定の効果を得てきている。

イ　消防団のイメージ向上、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気作り

消防団が円滑に活動していくためには、社会における消防団の地位の向上、すな

わち消防団のイメージを改善し社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気を作っていくことが肝要である。

今までの取組を引き続き行いつつ、あわせて「時代に即して変わっていく消防団」の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報をさらに充実させるべきである。

３．幅広い住民の入団促進（参考資料Ⅱ－３）

被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層である。

当該層の入団を促進するため、消防庁がこれまで行ってきた各種取組の深化や、各団体が行っている先進的な取組を参考に、各市町村は積極的な入団促進を行うべきである。

例えば、多様な住民を受け入れるためには、基本団員の充実を前提としながらも各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別消防分団の創設が有効であると考えられることから、さらに積極的に推進していくべきである。

（参考）機能別消防団員の数

平成22年：7,706人 → 令和２年：26,095人（いずれも４月１日時点）

（参考）機能別団員・機能別消防分団の例

・大規模災害団員（機能別消防団員）

自主防災組織等で防災活動を中心的に担う地域住民が団員となり、大規模災害時に地域住民への情報伝達や避難誘導等を速やかに行う役割を担う。

・応急手当普及団員（機能別消防団員）

応急手当普及員の資格を有し、消防団員への普通救命講習を実施するなど、応急手当の普及啓発活動について専門的な役割を担う。

・元消防職員分団（機能別消防分団）

元消防職員で構成し、常備消防と消防団との調整役や、専門的な知見を活かし、基本分団等への指導を行う役割を担う。

（１）被用者の入団促進

ア　現状

消防団員に占める被用者の割合は年々増加している。

（参考）全消防団員に占める被用者の割合　令和２年：73.9％

※平成12年：68.2%　平成22年：70.5%　（いずれも４月１日時点）

被用者の入団促進には、企業の理解の促進が前提となるため、国や都道府県、市町村は、企業に対する働き掛けにより一層取り組むべきである。

イ　消防団協力事業所制度の活用

企業の消防団活動への理解を醸成するために、消防団協力事業所制度は有効と考えられ、未導入の市町村においては速やかに導入を進めるべきである。

さらに、消防団加入による企業側のインセンティブとして、既に複数の県で導入されている消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置等について、検討することを改めて国から促してはどうか。加えて、消防団協力事業所に対する全国的なインセンティブを国においても検討してはどうか。

ウ　都道府県の主体的関与

また、市町村域を超えて通勤等する人がいるため、企業の消防団活動への理解の醸成は、市町村が主体となるだけでは限界がある。

そのため、特に被用者の入団促進に当たっては、商工団体等に対する働きかけなど、都道府県も主体的に関与すべきである。

（２）女性の入団促進

ア　現状

女性団員数は一貫して増加しているものの、未だ女性団員は少ないのが現状である。

（参考）全消防団員に占める女性の割合：3.3%

女性消防団員がいない消防団数：548団/2,199団（いずれも令和２年４月１日時点）

女性団員は基本団員としての活動のほか、高齢者宅の防火査察などの活動や、市民を対象とした救命講習など、幅広い分野で活躍している。多様な住民が参加しやすい消防団となっていくためにも、現在、女性団員がいない消防団は、速やかに加入を進めるべきである。

イ　環境整備

女性団員が活動しやすいよう、例えば緊急防災・減災事業債を活用した、消防団拠点施設の増強の一環としての女性用更衣室の整備等を通じ、更なる環境整備に努めるべきである。

また、国において、女性団員の活動環境の整備や女性団員の活躍の好事例を収集し、市町村に情報提供するべきである。たとえば、検討会において委員から紹介のあった、子供がいる女性団員の声を反映し、訓練に子供を連れてこられるように工夫した事例や、女性消防団員による新しい活動の開拓の事例などが考えられる。

ウ　個性に応じた消防団の実現

まずは、女性団員の加入促進に取り組んだうえ、将来的には、ジェンダーに関係なく、団員個人が個性を発揮できるような消防団となっていくことが望ましい。

（３）学生の入団促進等

ア　現状

学生消防団員数は年々増加している。

（参考）学生消防団員数　令和２年：5,404人

※平成22年：1,804人　平成27年：3,017人（いずれも４月１日時点）

学生や生徒といった若い世代は、現在又は将来の消防団員候補として有力であり、国や都道府県、市町村は、学生の入団促進や生徒等への意識啓発に取り組むべきである。

イ　学生消防団員認証制度の活用

学生の入団促進に当たっては、学生の消防団員のインセンティブとなる学生消防団員認証制度が有効であると考えられる。

特に、住民に占める学生の割合が高い大学立地自治体は、速やかに、学生消防団員認証制度を導入すべきである。

ウ　高校生に対するアプローチ

（ア）意識啓発の推進

高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要である。

そこで、高校生に対するアプローチとしては、先進事例を参考にした機能別分団の創設や少年消防クラブの対象年齢引き上げ等の対応による、在学中及び卒業後の消防団への加入を円滑にする意識啓発を推進すべきである。

（イ）都道府県の主体的関与

高校生へのアプローチについては、高校を通じた周知・広報が基本となることから、市町村が主体となる事業のみでは限界があり、都道府県（都道府県教育委員会）が主体となる意識啓発事業の実施を促すべきである。

（参考）都道府県教育委員会が行う意識啓発事業の例

・避難訓練時に消防団員を講師として招へいし、講義や放水体験を実施する
・総合的な探求の時間等で、地域防災をテーマに消防団員にインタビューする
　等

実際に、青森県では、高校生の少年消防クラブ員が多い。これは、対象年齢の引上げを要請した消防庁通知や、地域防災力向上のための次世代の人材育成について、地元議会で取り上げられたことを契機として、各高校に働きかけを行い、クラブが結成されたことによるものである。

さらに、高校生の入団促進に取り組んでいる岡山県美作市や横浜市のような事例もあり、国から各都道府県に同様の取組を働きかけていくべきである。

また、文部科学省も学校安全の推進のため、消防団を含む防災部局との連携を推奨している。

消防庁においては、高校における高校生の意識啓発事業を円滑に推進する環境整備のために、文部科学省との協議を行うべきである。

（ウ）少年消防クラブへの幅広い参加

少年消防クラブの名称は法律用語であるが、男児に限ったものではない（少年法（昭和23年法律第168号）など、法令上「少年」という文言を使用しても、性別に関わらず適用されているものと同様）ので、性別や年齢を問わず幅広い参画を促す観点から、地域の実情に応じて名称変更しても差し支えない旨を周知することとし

てはどうか。

（４）団運営のあり方の見直し

ア　団運営における若い団員等の意見の反映

若年層や女性など多様な住民が参加しやすい消防団へ意識変革を促していくためには、他の組織においても取り入れられているように、若い団員や下の階級の団員、女性団員等の意見を反映するような仕組みを団運営に取り入れることが重要であり、各市町村は積極的に取り組むべきである。

Ⅰ－２（１）で述べたように消防団は、消防組織法に基づく消防機関の一つであり、指揮命令系統がはっきりしているという大きな特徴と意義を有している。

しかしながら、その特徴により、「規律や上下関係が過度に重視される傾向があり、

・消防機関としての公的な活動が、過度に長時間にわたる

・一部の地域行事や懇親会など私的な活動についても参加が強く求められる

・パワーハラスメントや、意見表出が阻害される状況が生じる

といったことから、様々な住民が消防団活動に参画することの障壁となっている」とも指摘されている。

多様な意見を取り入れるため、具体的には、以下のような手法が有効と考えられる。

・市町村の消防団担当部局が団員や地域住民からアンケートをとる

・市町村が専用のメールアドレス等を設け、広く意見を募集する

・防災会議など、幅広い住民同士が意見交換できる各種会議の場を活用する　等

イ　各市町村の団運営に対する市町村の主体的関与

また、消防団の意識変革に当たっては、消防団に任せるだけではなく、管理者としての市町村の消防団担当部局が今まで以上に主体性を持つとともに、Ⅰ－２（２）で述べたように、各市町村における消防団の役割が十分果たされるような団運営となるよう、さらに積極的に取り組んでいくべきである。

さらに、団員の負担軽減の観点から、一部の地域行事のうち、必ずしも消防団が行う必要のないものについては、消防団の活動とはせず、地域の実情に応じて、民間の警備会社へ委託することなども考えられる。

４．平時の消防団活動のあり方（参考資料Ⅱ－４）

（１）地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

訓練は、団員が危険な現場での対応能力を獲得し、規律を醸成するために必須のものであり、いわば消防団活動の基本ともいうべきものである。

特に操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものである。

一方で、近年の災害の多様化を踏まえると、風水害や地震、豪雪等、火災以外の

災害に対応する訓練を優先的に行うほうが、地域防災力を高める観点から適切であるという地域も存在すると考えられる。

各市町村とも、それぞれの地域における消防団の役割を十分果たすために、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について、積極的な検討を行うべきである。

また、消防団にとって有効だと考えられる訓練事例等については、引き続き、国からも情報提供等を行っていくべきである。

一方で、基礎的な操法の訓練に加え、災害対応の訓練を新たに開始する場合には、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図るべきである。

（２）操法本来の意義の徹底

「消防団は集落を火事から守る重要な役目であり、訓練をきちんと行うべき」という意見もある一方、「訓練の一つである操法訓練が活動の主軸となってしまっている」「操法大会に参加するためだけに、訓練を過度に実施する消防団も少なくなく、このことが消防団員の負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている」とも指摘されている。

そのため、操法訓練を実施するにあたっては、消防技術の習得といった操法本来の意義を改めて各消防団・分団に周知・徹底するとともに、過度に操法大会を意識した訓練を強いることについてはこれを見直し、団員個人の自由意志を尊重するなど、適正化を図るべきである。

（３）操法大会のあり方

消火活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るため、これまで多数の関係者の長年にわたる献身的努力により、全国、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されてきた。

一方で、近年「操法大会を過度に意識した訓練が行われている」「操法大会での行動様式が、形式的なものとなっている」との指摘もあり、訓練の見直しの前提として、改めて操法大会の意義を確認する必要がある。

昭和30年に国が発出した通知では、操法大会の目的、留意点に言及しており、当該通知の趣旨を踏まえた大会運営を行うことについて各地方公共団体に対して、国から改めて周知・徹底すべきである。あわせて、現在行われている各操法大会について、主催者において、上記の観点から点検を行い、不断の見直しを行うことが重要である。

なお、全国消防操法大会については、主催者である（公財）日本消防協会において、将来に向かって見直す方向性が示されているところである。

都道府県や市町村の操法大会については、全国大会の見直しの方向性も踏まえつつ、例えば、検討会における事例紹介や意見のように、実際の災害に合わせた装備

や内容による大会の実施や、出場隊を輪番制にすることによる毎年の訓練の負担軽減、順位をつけない発表会形式として過度な競技性を抑止するなどの手法が考えられる。

５．装備等の充実（参考資料Ⅱ－５）

消防団の役割の多様化に伴い、消防団に対する安全装備や救助用資機材等の配備など、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要である。各市町村においては、消防団に求める役割に見合う装備を充実させるとともに、国や都道府県においては、市町村に対し、平成26年に改正した消防団の装備の基準等を踏まえた装備の充実を促すべきである。

消防庁では、平成30年度からの「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」及びそれに続く令和３年度からの「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の一環として、頻発化する豪雨等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上のための資機材整備に取り組んでおり、浸水被害に対応した排水ポンプ、救命ボート、ライフジャケットなどの整備が進んでいる。こうした災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくべきである。

また、消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であり、団員一人ひとりにとって大きなメリットとなるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられる。国や都道府県においては、消防団員の知識や技能向上に資する取組を充実させるとともに、市町村においては、こうした消防団員の知識や技術の習得に積極的に取り組むべきである。

おわりに

地域防災力の中核を担う消防団は、災害が多発化・激甚化する中、ますますその重要性が高まっている。消防団員の方々の労苦と、消防団を取り巻く社会環境の変化、とりわけ若年層の消防団員の著しい減少という危機的状況に鑑みれば、本検討会で議論してきた各事項については、一刻も早く取り組むべき事項である。

各市町村においては、本報告書の趣旨を十分理解のうえ、消防団運営のあり方等についてしっかりとご検討いただき、また、国や各都道府県においても、必要な取組を実施していただき、地域防災力の充実・強化に努めていただきたい。

本報告書や、これを受けて各関係者が行う取組がその大きな一歩となることを期待してやまない。

資　料　編

「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書　資料編

Ⅰ．消防団の現状
１．消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響 ····· １
（１）若年層の入団者数の大幅な減少
（２）消防団活動の多様化（多様な個性を有する住民の参画の必要性）

２．消防団の存在意義・役割 ····· ５
（１）消防団の存在意義
（２）各市町村における消防団の役割の検討

Ⅱ．今後の消防団運営にあたり取り組むべき事項
２．消防団に対する理解の促進 ····· ７
（１）消防団に対する社会的な認識、理解
（２）消防団員の加入促進広報
（３）消防団全体のイメージアップ

３．幅広い住民の入団促進 ····· 16
（１）被用者の入団促進
（２）女性の入団促進
（３）学生の入団促進等
（４）団運営のあり方の見直し

４．平時の消防団活動のあり方 ····· 29
（１）地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練
（２）操法の意義の徹底
（３）操法大会のあり方

５．装備等の充実 ····· 45

開催要綱 ····· 47

委員名簿 ····· 48

Ⅰ　消防団の現状

１　消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響

２　消防団の存在意義・役割

１　消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響

１－（１）　若年層の入団者数の大幅な減少

１－（２）　消防団活動の多様化
（多様な個性を有する住民の参画の必要性）

１－（３）　若年層の価値観の変化
（消防団のイメージ向上の必要性）

消防団の組織概要等に関する調査の結果（令和２年度）

- R2.4.1時点の**消防団員数**は**818,478人（▲13,504人（▲1.6%）。入団者数：43,268人、退団者数：56,772人）**
- 重点的に取り組んできた**女性団員、学生団員、機能別団員については増加傾向**
  - ・ 女性団員　**27,200人（+575人（+2.2%））**　※ 女性団員がいる消防団数は1,651団（＋51団）
  - ・ 学生団員　**5,404人（+215人（+4.1%））**　※ 学生団員がいる消防団数は640団（-31団）
  - ・ 機能別団員　**26,095人（+2,559人(＋10.9%)）**　※ 機能別団員制度は558市町村で導入済（+57市町村）

１　消防団員数の推移

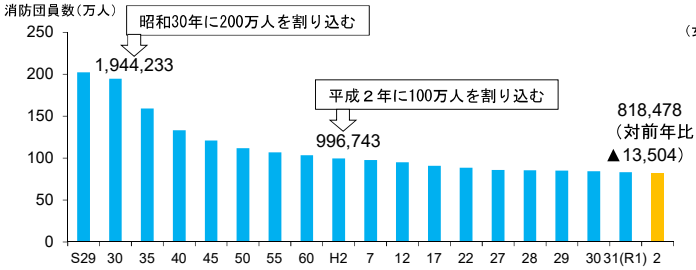

２　女性消防団員数の推移

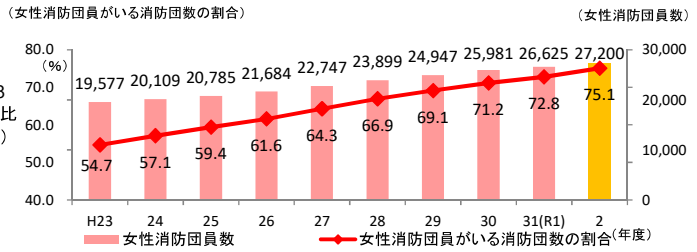

３　学生消防団員数の推移

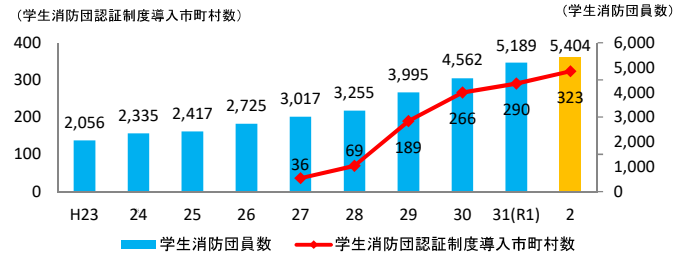

４　機能別消防団員数の推移

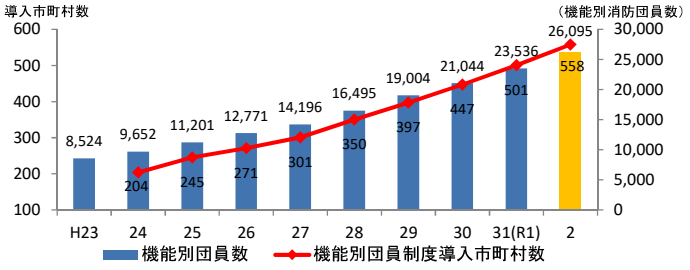

消防団の組織概要等に関する調査の結果等（令和２年度）

- **<u>H31（R1）に比べて対前年団員減少数が拡大した理由は、退団者数の減少以上に、入団者数が減少したこと</u>**とによる。
  また、**<u>退団者数は、近年、一定の水準で推移している</u>**一方、**<u>入団者数は、減少傾向が続いており、特にH29以降は減少幅が大きくなっている</u>**（下図①）。
- 年齢階層別に消防団員数を見ると、**<u>若年層の団員構成率が減少している</u>**（下図②）。

①入団者数及び退団者数の推移

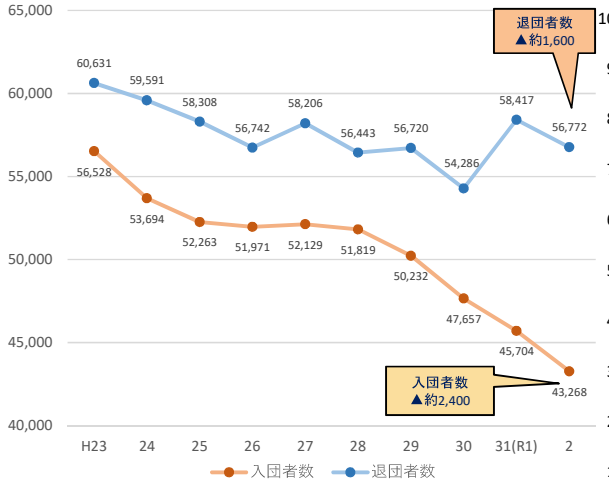

②年齢階層別消防団員数の推移

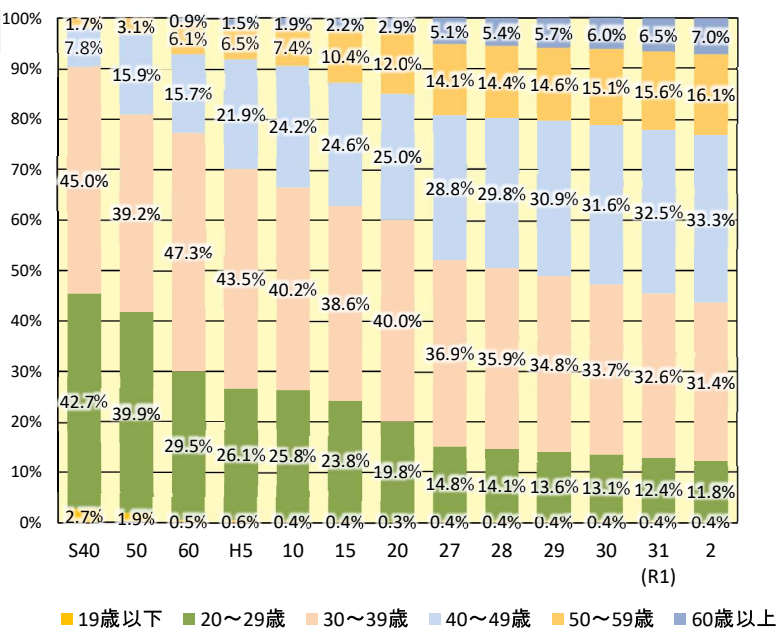

消防団の組織概要等に関する調査の結果等（令和２年度）

● 年齢階層別に入団者数を見ると、**若年層（20歳代、30歳代）の入団者数**は、**減少傾向**にある。
一方で、**40歳代及び51歳以上の入団者数**は、**増加傾向**にある。

年齢階層別入団者数の推移

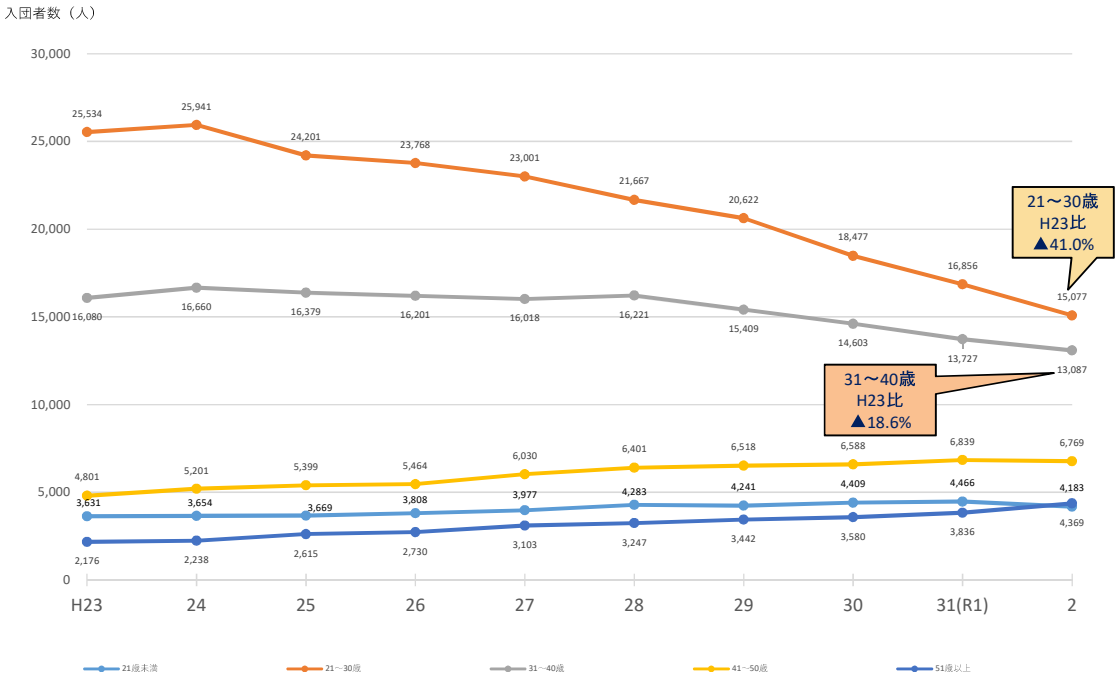

１－（２）　消防団活動の多様化

（多様な個性を有する住民の参画の必要性）

多様化する消防団の役割等

○　消防団の出動回数

総数：平成22年から令和元年で約１割増加（H22:616,430回　→　R1:685,499回）

火災：平成22年から令和元年で約３割減少（H22: 39,374回　→　R1: 30,360回）

風水害等の災害：平成22年から令和元年で約2.5倍に増加（H22:3,958回　→　R1:10,114回）

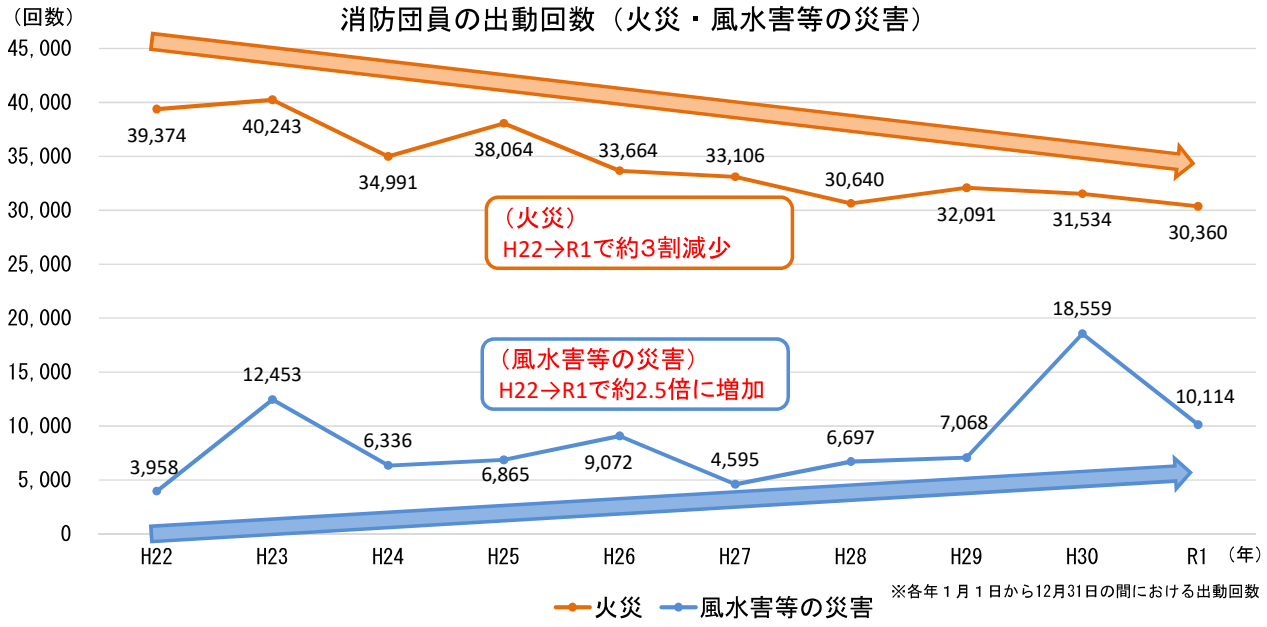

栃木県足利市の林野火災における消防団の活動

令和３年２月21日、栃木県足利市西宮町地内にて林野火災が発生し、約167ヘクタールが焼損。足利市消防団は、火災発生日から９日間、延べ331名が出動し、消火活動や警戒活動を実施した。

消防団の活動車両・人員

※令和３年３月30日現在

○	２月21日	車両：４台	人員：57名
○	２月22日	車両：１台	人員：14名
○	２月23日	車両：９台	人員：71名
○	２月24日	車両：11台	人員：113名
○	２月25日	車両：３台	人員：30名
○	２月26日	車両：２台	人員：10名
○	２月27日	車両：１台	人員：１名
○	２月28日	車両：０台	人員：１名
○	３月１日	車両：２台	人員：34名

消防団の主な活動

- ポンプ自動車による放水活動
- ジェットシューターによる消火活動
- 夜間警戒

災害時における消防団活動事例

取 組 事 例 － ２

消防団による住民の避難誘導（南あわじ市阿那賀小木場地区）

南あわじ市阿那賀小木場地区では、平成30年７月豪雨において、避難指示発令の約２時間前に、住民が竹藪の土砂崩れを発見し、市への通報があったことから、消防団員を現場へ派遣し、現地確認を行うとともに、ｉＰａｄによる撮影動画を市災害対策本部へ送信した。

暗くなり土砂崩れの全体像が把握できない状況であったが、さらなる災害発生の可能性があったため、影響が考えられる16世帯に対して避難指示を発令し、地区消防団員が避難指示対象の全16世帯を直接訪問、避難を促し、全員が避難所に避難することができた。

夜間の避難であり、住民への速やかな説明・避難を行う必要があったが、避難住民と消防団団員は地元住民同士であるため、速やかな避難を実行することができ、人的被害はなかった。

兵庫県主催の「災害時における住民避難行動に関する検討会」の報告書から抜粋
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/h30hinan-kentoukai.html

２　消防団の存在意義・役割

地域における消防防災体制

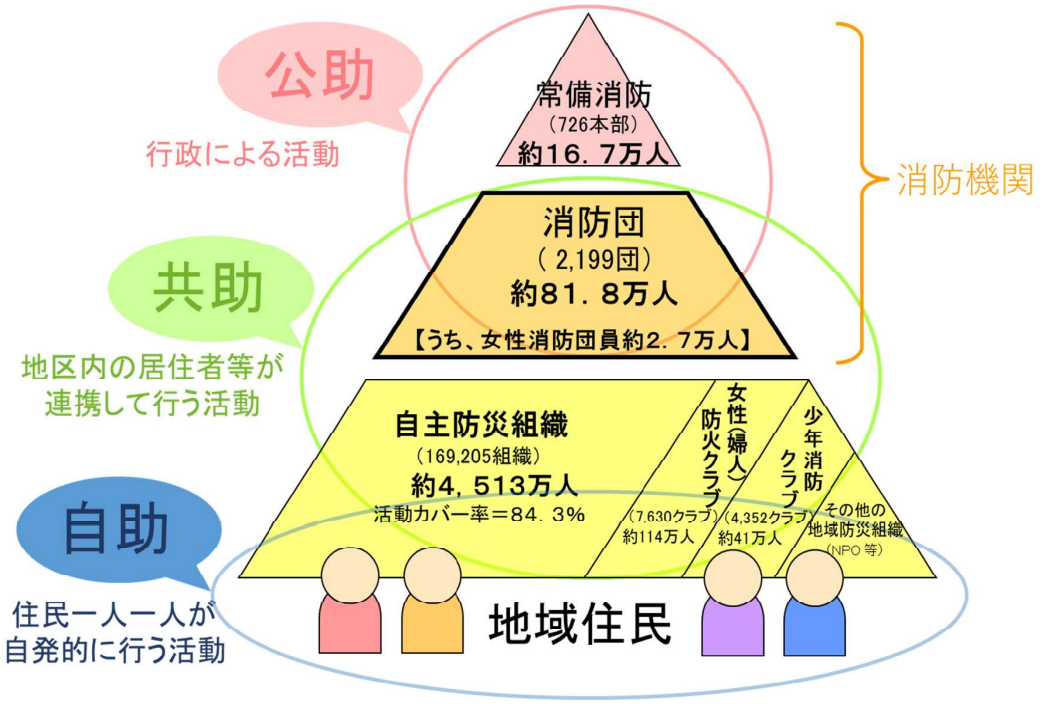

令和2年4月1日現在
（少年消防クラブは令和2年5月1日現在）

関係法令

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）（抄）

（基本理念）

第三条　地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

（参考）消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）

（市町村の消防に関する責任）

第六条　市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第七条　市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に要する費用）

第八条　市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防団長）

第二十条　消防団の長は、消防団長とする。

２　消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

Ⅱ　今後の消防団運営にあたり取り組むべき事項

１　報酬等の処遇改善（報酬編参照）

２　消防団に対する理解の促進

３　幅広い住民の入団促進

４　平時の消防団活動のあり方

５　装備等の充実

２．消防団に対する理解の促進

２－（１）　消防団に対する社会的な認識、理解

２－（２）　消防団員の加入促進広報

２－（３）　消防団全体のイメージアップ

これまで実施した消防団の全国的な広報

取組内容	主体
消防団オフィシャル ウェブサイト	消防庁
消防団員インタビューの紹介	消防庁
消防団員入団促進 キャンペーン	消防庁
消防団充実強化取組事例	消防庁
消防団ＰＲムービー コンテスト	消防庁
全国消防団員意見発表会	消防庁
消防団関係の主な表彰	消防庁等

取組内容	主体
消防団応援の店	日本消防 協会
おはよう！ニッポン全国消防団 （ラジオ番組）	日本消防 協会
地域防災力の充実強化と消防団 ～新時代に対応した 消防団運営～	日本消防 協会
地域防災に関する総合情報誌 「地域防災」	日本防 火・防災 協会

消防団オフィシャルウェブサイトのリニューアル

消防団活動の広報のため、令和２年度に消防団オフィシャルウェブサイトのリニューアルを実施

消防団　オフィシャルウェブサイト
https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/

消防団員インタビューの紹介

消防団員へのインタビューを通して、消防団でのやりがいや魅力、活動の中で得たものなど、団員の生の声を発信。

○学生消防団員へのインタビュー

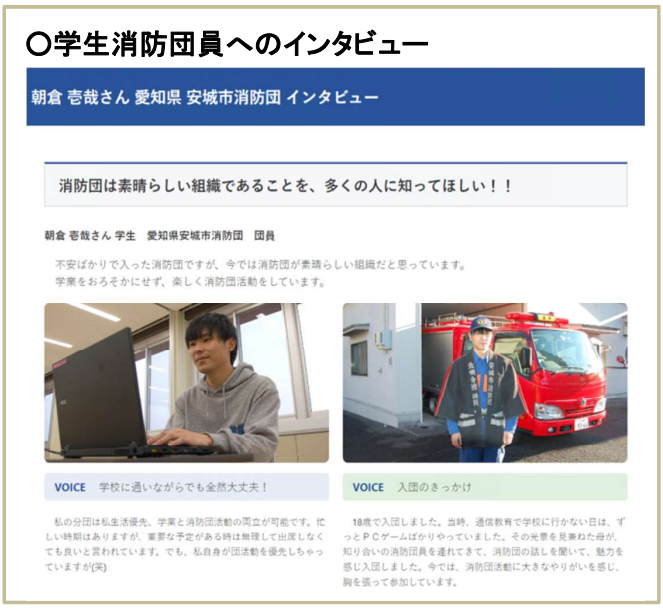

消防団員の紹介｜消防団　オフィシャルウェブサイト
https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/about/interview/

消防団員入団促進キャンペーン

1. 趣旨

毎年度、１月から３月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置づけ、地方公共団体等と連携し、消防団員の入団促進に係る啓発、広報の全国的な展開を図る。

2．令和３年１月～３月における取組（概要）

○　消防団員入団促進全般
ポスター・リーフレット等を作成し、
ファミリーレストラン等で掲示・配付。

○　女性の入団促進
女性消防団員に着目した
ポスター・リーフレット等を作成し、掲示・配付。

○　国民に対して消防団を広く周知
入団促進PRに関する動画等を対象とする消防団PRムービーコンテストの実施　など

○　被雇用者の入団促進
企業と消防団員の関わりに着目したリーフレット等を作成し、掲示・配付。

消防団員の入団促進用ポスター

○　学生の入団促進
学生消防団員に着目した
ポスター・リーフレット等を作成し、掲示・配付。

学生消防団員の入団促進用リーフレット

企業向け消防団員　入団促進用リーフレット

消防団充実強化取組事例の紹介

1．趣旨

消防団の充実強化を図るため、全国の消防団の取組事例を収集しウェブサイトにて情報提供している。

2．取組事例

○　富山県　高岡市
「消防団訓練指導リーダー研修の実施 」

専門的な知識と技能をもって指導にあたる消防団員を養成するために「消防団訓練指導リーダー研修」を実施。修了者は習得した知識・技能を共有し、分団の組織強化と活性化を図る。

○　青森県　青森市
「消防団員入団促進プロジェクトチームの設立」

固定概念に捉われない自由な発想で、新たな入団促進を実施することを目的に、若い団員を中心とした「青森市消防団入団促進プロジェクトチーム」を設立。

○　香川県　善通寺市
「女性消防団による防災普及啓発活動」

善通寺市女性消防団は、地域における防災意識の向上を目的として、市民を対象とした防災・防火・応急手当の普及啓発や、児童を対象とした防災普及啓発劇を実施している。

○　埼玉県　さいたま市
「消防団体験フェアを開催しました」

消防団への入団を促進するため「消防団体験フェア」を開催。来場者が消防団の活動を体験することに重点を置き、消防活動をより深く理解してもらえるイベントとなった。

消防団充実強化取組事例｜消防団　オフィシャルウェブサイト
https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/torikumi-jirei/

消防団ＰＲムービーコンテスト

我が街の消防団をＰＲする動画を募集し、消防団の認知度向上を図り、加入促進につなげる。
応募された作品から、最優秀賞、優秀賞を決定し、消防庁長官が表彰。

＜受賞作品（令和２年６月表彰）＞

【最優秀賞】
「地域で活躍！女性消防団員」金沢市消防局（石川県）

【優秀賞】
「高森町消防団広報番組「消防24時」～活動の紹介～」高森町役場（長野県）

【優秀賞】
「消防団員の入団促進キャンペーン」（徳島県）

【優秀賞】
「HEROになりたくて」鹿児島市消防団（鹿児島県）

全国消防団員意見発表会の開催

○　概要等
　全国から選出された各地で活躍する消防団員が、消防団活動に関する経験や課題等を発表する会であり、発表内容を５名の審査員が審査し、成績優秀者を決定の上、消防庁長官が表彰する。

○ 令和元年度全国消防団員意見発表会の発表者（敬称略）
（令和２年度については新型コロナウイルス感染症の影響で中止）

藤原	神奈（盛岡市消防団）	柴田	久史（舞鶴市西消防団）
野徳	貴子（大崎市消防団）	清水	亜由美（尼崎市消防団）
野尻	和彦（舟形町消防団）	安達	由紀（鳥取市消防団）
佐藤	睦美（北茨城市消防団）	中川	秀兵（高幡消防組合須崎消防団）
渋谷	章弘（高岡市消防団）	江口	悦子（佐賀市消防団）
橘	博史（南アルプス市消防団）	福井	由美子（大村市消防団）

○ 審査員

審査員長	塩野　裕	（日本商工会議所総務部長）
審査員	青山　佳世	（フリーアナウンサー、第28次消防審議会委員）
審査員	神村　登紀恵	（広島市西消防団事務局女性消防隊隊長、消防庁消防団等充実強化アドバイザー）
審査員	蝶野　正洋	（プロレスラー、消防応援団、（一社）ニューワールドアワーズスポーツ救命協会代表理事）
審査員	三宅　有子	（NHK制作局第３制作ユニット（福祉）チーフ・プロデューサー）

消防団関係の表彰について①

○　消防庁は、消防団等の社会的評価を高めるため、以下の表彰等を実施している。

○　総務大臣感謝状（平成25年度～）令和2年度：47団体
　消防団員の確保等に積極的に取り組む消防団（全ての消防団員、女性の消防団員、学生の消防団員が増加した上位の消防団）に対し、総務大臣より感謝状を贈呈。

○　防災功労者消防庁長官表彰（平成16年度～）令和2年度：9団体
　自然災害や大規模事故等の現場において、顕著な活動実績が認められる消防団等に対し、消防庁長官が表彰。

○　消防団等地域活動表彰（平成13年度～）令和2年度：18団体、20事業所
　地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団又は団員確保について特に力を入れている消防団、及び消防団活動に特に深い理解や協力を示し、消防団員である従業員を雇用しているなどの事業所等に対し、消防庁長官が表彰。

○　防災まちづくり大賞（平成8年度～）令和2年度：17団体
　地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施するもの。阪神・淡路大震災を契機に創設。

○　優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）（昭和29年度～）
　令和2年度：総務大臣賞21クラブ、指導者19人、消防庁長官賞42クラブ
　少年消防クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的として、活動が活発なクラブ等を表彰。

消防団関係の表彰について②

○　日本消防協会などにおいても、消防団等の社会的評価を高めるため、以下の表彰等を実施している。

○　日本消防協会定例表彰（昭和24年度～）令和２年度：151団体、11,033名

【表彰内容】　　令和２年度受賞団体者数

- 特別表彰「まとい」……10団
- 特別功労章……10名
- 優良消防団（表彰旗）……37団
- 優良消防団（竿頭綬）……90団
- 功績章…… 950名
- 精績章…… 2,275名
- 勤続章…… 7,783名
- 優良婦人消防隊（表彰旗）……14隊
- 優良婦人消防隊員（功績章）……10名
- 永年勤続職員表彰…… 5名

第71回定例表彰式（平成31年3月）

特別表彰「まとい」

○「防火防災に関する」作文コンクール（平成12年度～）
令和2年度：最優秀賞１名、優秀賞2名、佳作7名

生活協同組合全日本消防人共済会において、毎年全国の中学生を対象として「防火防災に関する」作文コンクールを開催。
「みんなと一緒に地域を守る消防団」を作文のテーマとし、佳作以上の10作品は入賞作品集として全国の消防関係機関、市町村役場、支部推薦中学校等へ配布される。

消防団応援の店

全国消防団応援の店について

R3.5　日本消防協会

◇　消防団応援の店とは

(1)　消防団応援の店は、地域から消防団員に感謝の気持ちを表すものとして、地域のために献身的に活動する消防団員及びその家族に対して、割引などの一定サービスを提供する店舗をいうもので、地域の理解の下に自発的・自主的に協力を頂いて進められている取組みである。

(2)　消防団応援の店は、ここ数年全国各地で急速な広がりを見せていることから、日本消防協会としては、地域で実施している消防団応援の店を、全国の消防団員が相互に利用できるよう「全国消防団応援の店」への発展させる取組みを進めている。

◇　全国消防団応援の店について

(1)　全国消防団応援の店の登録の開始
日本消防協会では、「全国消防団応援の店」の登録を、平成２８年７月から始めた。

(2)　「全国消防団応援の店」ホームページの開設
消防団員の利用を進めるため、市町村ごとに「全国消防団応援の店」の名前や業務形、所在地、電話番号、サービスの内容等を分かりやすく掲載したリストを公開するホームページを開設した。

(3)　表示証の掲出
全国消防団応援の店として登録した店舗には、日本消防協会で作成した統一の表示証を無償(当面)で提供している。
<表示証のデザイン（A５版、塩ビ製）>

(4)　「全国消防団応援の店」の登録状況（R3.5.11 現在）

令和3年5月11日現在

	都道府県	市町村数	店舗数		都道府県	市町村数	店舗数
1	北海道	67	434	16	兵庫県	6	84
2	青森県	1	10	17	京都府	19	193
3	山形県	1	28	18	三重県	26	687
4	福島県	1	23	19	島根県	6	55
5	東京都	26	63	20	鳥取県	9	25
6	神奈川県	3	58	21	山口県	1	9
7	栃木県	1	43	22	徳島県	19	189
8	群馬県	23	194	23	愛媛県	19	299
9	愛知県	50	686	24	福岡県	2	122
10	岐阜県	1	3	25	佐賀県	13	58
11	静岡県	1	17	26	長崎県	12	71
12	富山県	4	159	27	宮崎県	2	8
13	石川県	14	352	28	鹿児島県	4	443
14	福井県	12	50		合計	370	4,796
15	新潟県	27	433				

(5)　「全国消防団応援の店」の利用方法
全国消防団応援の店は、消防団応援の店からのご要望を踏まえ、市町村が発行する消防団員証などを提示することにより、利用することができる。

「全国消防団応援の店」で提供されるサービスの具体例

業種	サービス内容
食堂・レストラン	ドリンクサービス、飲食料割引、お子様ドリンクバー無料
ホテル、旅館、民宿	利用料金割引、宿泊者の岩盤浴無料、夕食メニュー１品追加 etc.
飲食	カラオケ高得点でビール１杯サービス、飲み放題安い放題割引、誕生日サービス、生ビール１杯サービス、付きだしサービス etc.
お菓子屋	割引、お菓子プレゼント etc.
衣料品、物販	ポイントアップ、割引、スタンプ２倍 etc.
美容・健康	ヘッドスパサービス、カット１０％引き、初診料無料 etc.
自動車整備	オイル交換工賃サービス、エンジンオイル割引 etc.
金融機関	ローン金利引き下げ
美術館・博物館・記念館	入館料・観覧料割引
介護・福祉・子育て	カウンセリング料金割引、入園料免除
スポーツ施設	入会料割引、レッスン料割引
道の駅	アイスクリームサービス etc.

おはよう！ニッポン全国消防団（ラジオ番組）

○　「おはよう！ニッポン全国消防団」は、消防応援団※の協力を得て、全国各地で頑張っている消防団員にエールを送るとともに、一般の方々にも消防団活動等について理解を深めてもらうために、日本消防協会が平成18年４月から15年以上にわたって提供しているラジオ番組。

※「消防応援団」とは
一般の方々に消防団の活動の様子やその大事さを知っていただき、かつ、消防団員の皆さんへ力強い激励をしていただくために、芸能界、スポーツ界等の著名な方々により、平成17年に結成された組織。

○　番組では、消防応援団の方による、実際の消防団員へのインタビューの模様などを取り上げ、リスナーが、消防団を身近に感じられる内容となっている。

○　放送は、毎週日曜日の朝（一部放送局では毎週土曜日）で、ニッポン放送をキー局とする全国30局ネット。

おはよう！ニッポン全国消防団　ゲスト応援団一覧

平成30年度		平成31年度/令和元年度		令和2年度	
4月	梅田　彩佳	4月	柏原　芳恵	4月	徳光　和夫
5月	東　貴博	5月	沢田　亜矢子	5月	里崎　智也
6月	浅香　唯	6月	振分親方	6月	増田　明美
7月	山田　邦子	7月	黒江　透修	7月	照英
8月	有森　裕子	8月	ガッツ石松	8月	佐藤　水香
9月	舞の海秀平	9月	浅香　唯	9月	林家たい平
10月	麻木　久仁子	10月	有森　裕子	10月	浅香　唯
11月	松本　明子	11月	舞の海秀平	11月	ガッツ石松
12月	平野　啓子	12月	ジュディ・オング	12月	早見　優
1月	片岡　安祐美	1月	水前寺　清子	1月	蝶野　正洋
2月	松村　邦洋	2月	松本　明子	2月	水前寺　清子
3月	佐藤　水香	3月	ビビる大木	3月	サンドウィッチマン

水前寺清子氏によるラジオ収録の様子
（日本消防協会提供）

地域防災力の充実強化と消防団～新時代に対応した消防団運営～

消防団の充実強化及び活性化の促進を図るため、消防団運営の活動事例等を冊子にまとめている。

「2020　地域防災力の充実強化と消防団～新時代に対応した消防団運営～」表紙より

○　消防団の充実強化及び活性化の促進を図るために2006年に創刊。

○　若年層の入団促進・地域への消防団PRならびに機能別団員の採用など、新時代に対応した消防団運営の活動事例等を紹介している。

地域防災に関する総合情報誌「地域防災」

地域防災に関する総合情報誌に消防団活動に関する記事を掲載することで、消防団活動の紹介を行っている。

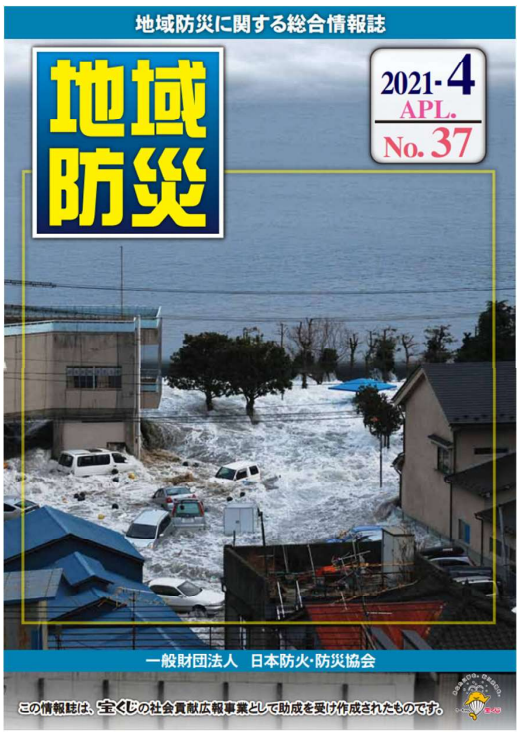

○　「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月）の趣旨を実現するために2015年４月に創刊。

○　2021年４月号では佐賀県嬉野市消防団女性部の活動を紹介する記事を掲載。

総合情報誌「地域防災」4月号表紙より

消防団に関する市民のイメージ

【参考】岐阜県高山市実施のアンケートに寄せられた消防団に関する市民からの主な意見

- 活動について地域住民に啓蒙していただければもっと協力できたり、身近な活動の手伝いも出来ると思う。日常の活動が余り知られていない気がする。
- 市にとって非常に大切な団体であることから、市民として、応援したいと思います。消防団の皆さんは家庭もありながらの活動に頭が下がります。
- 昔ながらのやり方では、新入団員の獲得は厳しいため、消防団全体で最低限の出役で済ませるなどを勘案し、消防団員の募集に取り組んで頂きたいです。
- 消防団に対するイメージが悪い。火災などの災害時に必要だが無災害時には遊んでいるだけのイメージがある。操法の練習があることで大変で入団を断られるケースが多い。
- 事業所の優遇だけ受けて団活動がやりにくい（活動に出られない）等あると聞いている。地域をあげて活動をバックアップできたらと思う。今は団活動が不透明（何をやっているか地域の人がわからない）なので、ＰＲ出来る事を何かやって理解して貰う機会を作ると良い。

消防団へのオンライン入団申込みの例（東京消防庁）

東京消防団エントリーシートの導入

スマートフォンなどのインターネット環境を通じて、
時間を気にせず、いつでも簡単に入団へのエントリー

入団手続きまでの流れ

入団希望者

スマートフォン、パソコンなど

特別区消防団ＨＰ

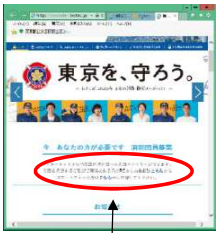

・申請日
・エントリー目的
・氏名
・生年月日（年齢）
・入団条件
・住所
・電話番号
・メールアドレス　など

消防署から入団希望者へ電話連絡

分団長

・入団希望者へ電話連絡
・個人面談の実施
・消防団の説明
・入団手続の説明　　など

消防団へのオンライン入団申込みの例（東京消防庁）

東京消防団エントリーシート分析結果

令和２年１０月１日から運用開始
令和３年３月３１日までの登録件数１３１件、入団手続き中９６件　**入団率７３.２％**

1　登録者性別

男性　９０名
女性　４１名

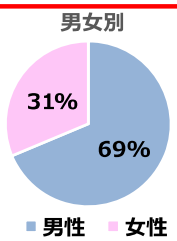

2　世代別

10･20代	４６件
30代	２６件
40代	３０件
50代	２１件
60代	８件

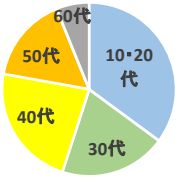

3　活動形態

居住　　１２１名
勤務･通学　１０名

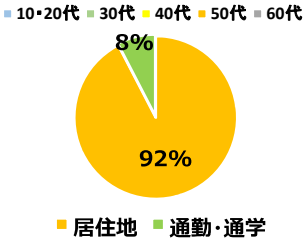

4　登録曜日

日	月	火	水	木	金	土
26	21	20	22	13	14	15

計131件

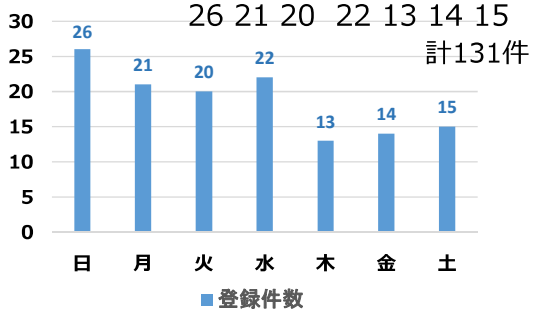

5　時間外(17時00分～翌9時00分)

時間外登録６３件→入団手続き４４件

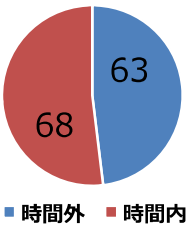

３．幅広い住民の入団促進

３－（１）　被用者の入団促進

３－（２）　女性の入団促進

３－（３）　学生の入団促進等

３－（４）　団運営のあり方の見直し

３－（１）　被用者の入団促進

機能別団員・機能別分団について

● 機能別団員・機能別分団は、消防団員がすべての災害活動に参加する基本的な消防団制度の**補完的な制度**として、各市町村が地域実態に応じて採用（R2.4.1現在　558市町村が導入済）。

＜平成１７年１月２６日付け消防庁消防課長通知により、全国の市町村に制度導入を要請＞

○ 機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）
- 基本団員と同等の活動ができないなどの人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度
- 消防職員・団員OB、被用者、女性等が担い手となることが今後も想定される

○ 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）
- 特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動を実施する制度
- 機能別分団の例としては、大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団や事業所単位の分団

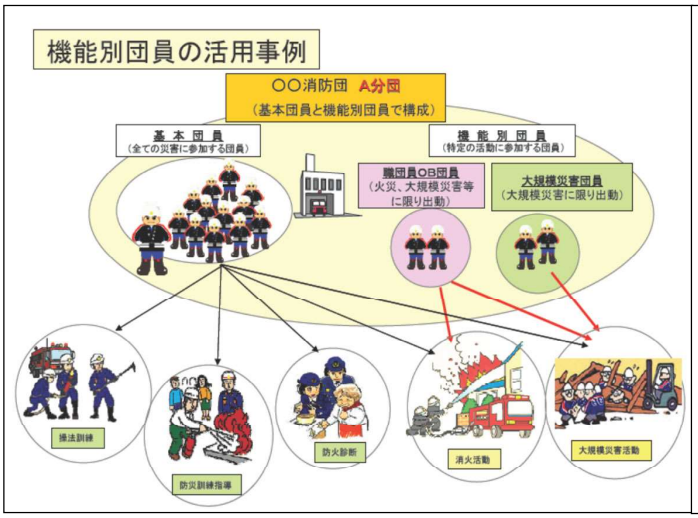

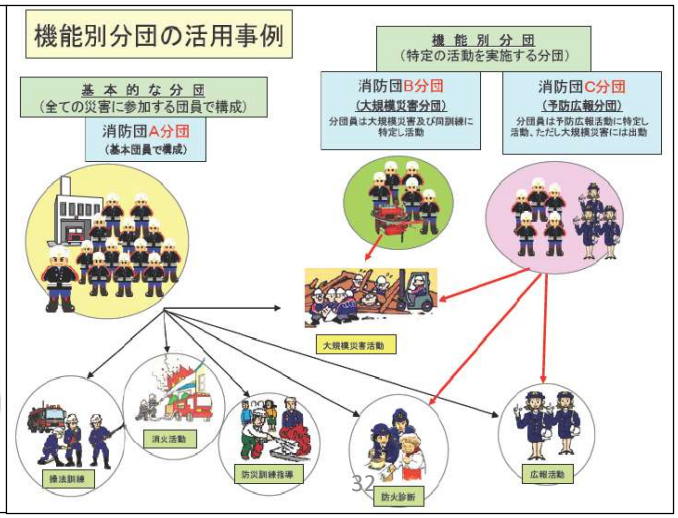

消防団員に占める被用者の比率の推移

就業構造の変化により消防団員に占める被用者の割合が高くなってきており、令和２年４月１日現在、73.9%

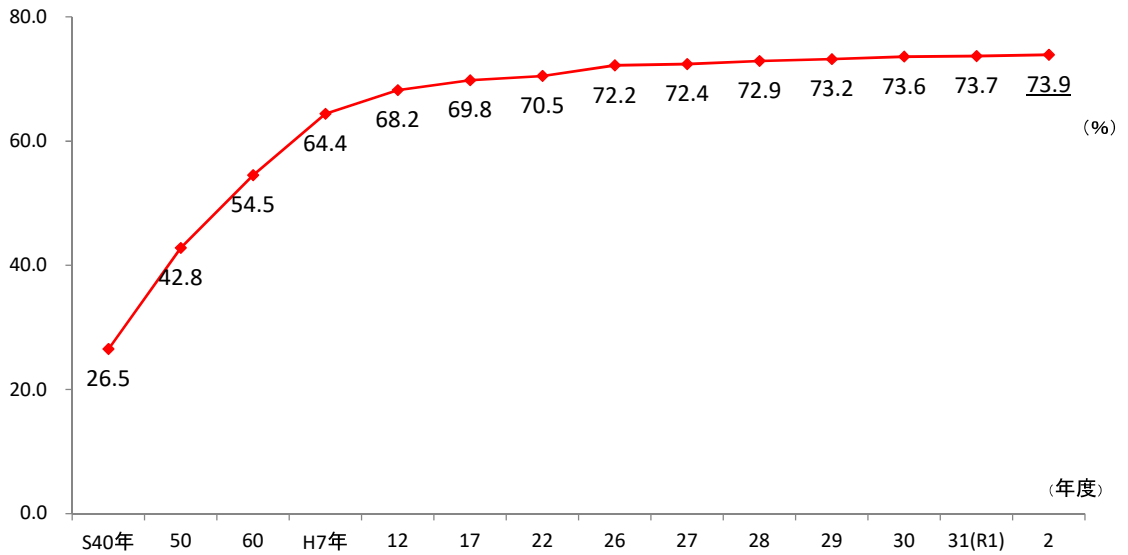

消防団協力事業所表示制度等について①

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

認定要件

＜ 市町村消防団協力事業所 （次のいずれかに該当すること） ＞

※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
・従業員が消防団に相当数入団していること
・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
・従業員による機能別分団等を設置していること 等

市町村マーク（シルバーマーク） ⇒

＜ 総務省消防庁消防団協力事業所 （次のすべてを満たすこと） ＞

・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
・消防団員が従業員の概ね1割以上いること（最低5人以上）
・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防庁マーク（ゴールドマーク） ⇒
※ 総務省消防庁消防団協力事業所数　786事業所

消防団協力事業所表示制度導入市町村数・市町村消防団協力事業所数の推移

（令和2年4月1日現在）

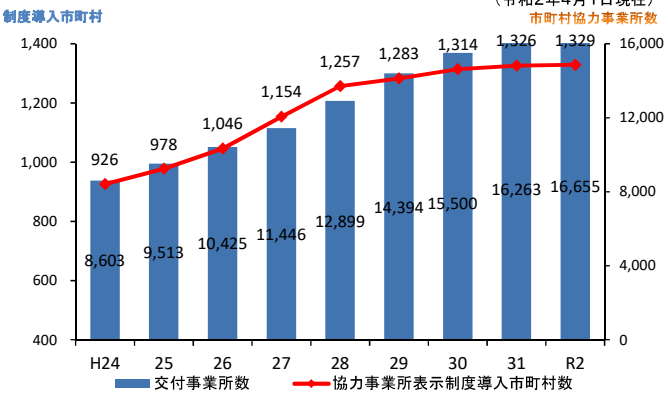

調査対象：1，719市町村（東京都特別区は一つの市町村として計上）

※　平成29年から、学生の消防団員がいる大学等や、複数の事業所を持つ企業も総務省消防庁消防団協力事業所の認定対象としている。（令和２年度交付団体のうち複数事業所は８団体）

消防団協力事業所表示制度等について②

自治体による支援策の実施状況

〈都道府県　29都府県〉

①減税　3県
・法人事業税等の減税
減税限度額　10万円（長野）、100万円（静岡）、
100万円（一定の要件の場合200万円）（岐阜）
②金融　5県
・県制度融資信用保証料割引（宮城、福島）
・中小企業振興資金における貸付利率の優遇（長野）
・中小企業制度融資（山梨、島根）
③入札　22都県
・入札参加資格の加点　・総合評価落札方式の加点　など
（青森、宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、東京、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、島根、広島、山口、高知、福岡、長崎、熊本）
④その他　18府県
・消防団員雇用貢献企業報奨金制度（岐阜）
・表彰制度（宮城、秋田、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、三重、兵庫、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎）
・物品調達における優遇（京都）
・県ホームページでの事業所ホームページリンク無料掲載（山口）

〈市町村　388市町村〉

①入札　251市町村
・入札参加資格の加点　・総合評価落札方式の加点　など

②その他　156市町村
・消防団協力事業所報償金制度
・協力事業所割引制度
・消火器の無償提供
・広報誌広告掲載料の免除
・防災行政無線戸別受信機の無償貸与
・表彰制度

企業・大学等との連携による女性・若者等消防団加入促進支援事業

【趣旨及び事業内容】

事業所の従業員、大学の学生が入団することを前提に、都道府県や市町村が、地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援し、新規分団の設立や訓練に要する経費等を事業対象経費として支援する。

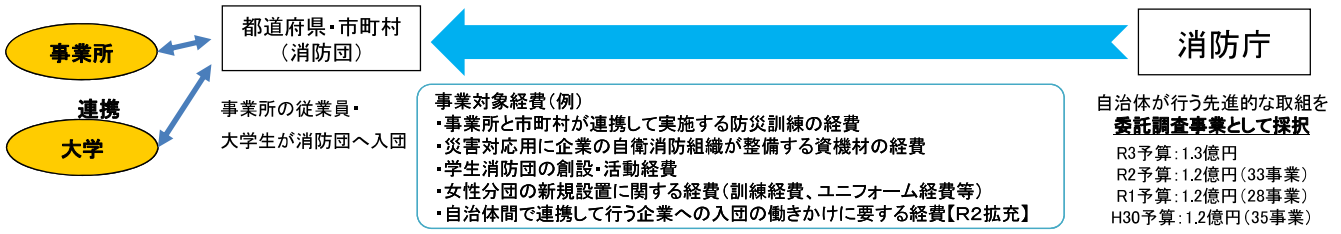

（事業の取組イメージ）

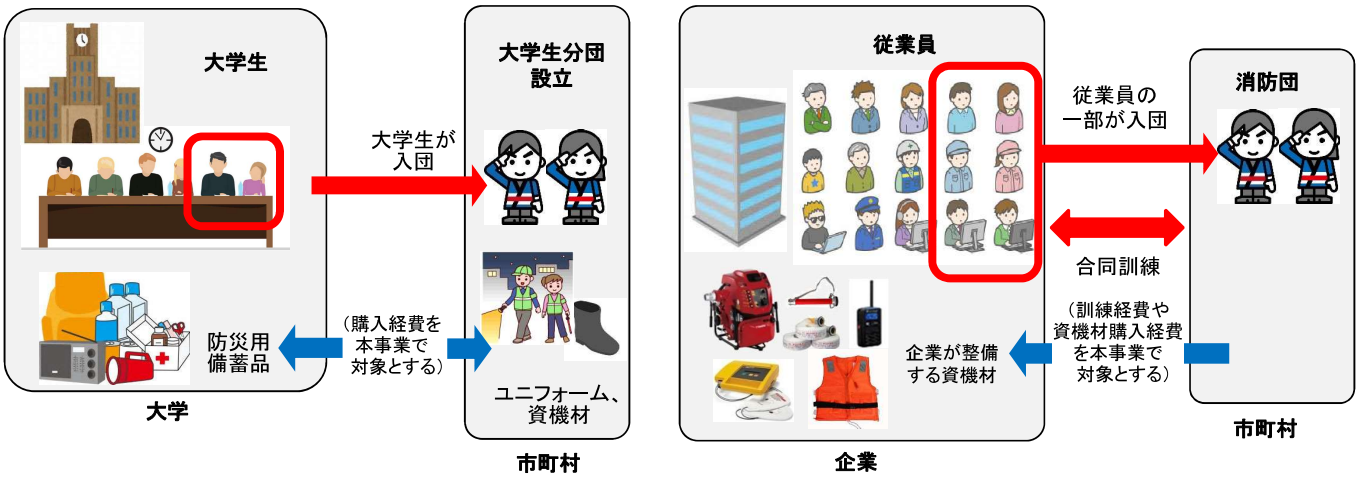

企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業事例①

広島県広島市（地域に根付いた企業との連携、大型街頭ビジョンを活用した広報）

【主な事業内容】

○　地域に根付いた企業と連携した活動
- 企業が運営するプロスポーツチームの試合会場において消防団のPRを実施。

○　大型街頭ビジョンを活用した広報
- 市の中心部に設置された大型街頭ビジョンで、「広島市消防団PRビデオ」を上映。

長崎県長崎市（学園祭における加入促進PR）

【主な事業内容】

○　消防団加入促進イベントの実施
- 若者に対するアプローチの一環として、学園祭において展示ブースを出展し、加入促進のPR活動を実施。

企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業事例②

福岡県大牟田市（「消防団応援の店」を活用した消防団加入促進事業）

【主な事業内容】
○　「消防団応援の店」登録店拡充
　市内店舗に新規登録依頼するとともに、オリジナルの「のぼり」を作成し配布した。
○　「消防団応援の店」でイベントを実施
　大型店舗と協力し、消防車への乗車体験や防災クイズ等の消防団PRイベントを実施した。
○　「消防団応援の店」に入団窓口を設置
　消防団員の募集窓口拡大のため、市内店舗に入団申込書及び消防団員募集チラシを配布した。

イベントの様子

３－（２）　女性の入団促進

女性消防団員数の推移

（女性消防団員がいる消防団数の割合）　　（女性団員数）

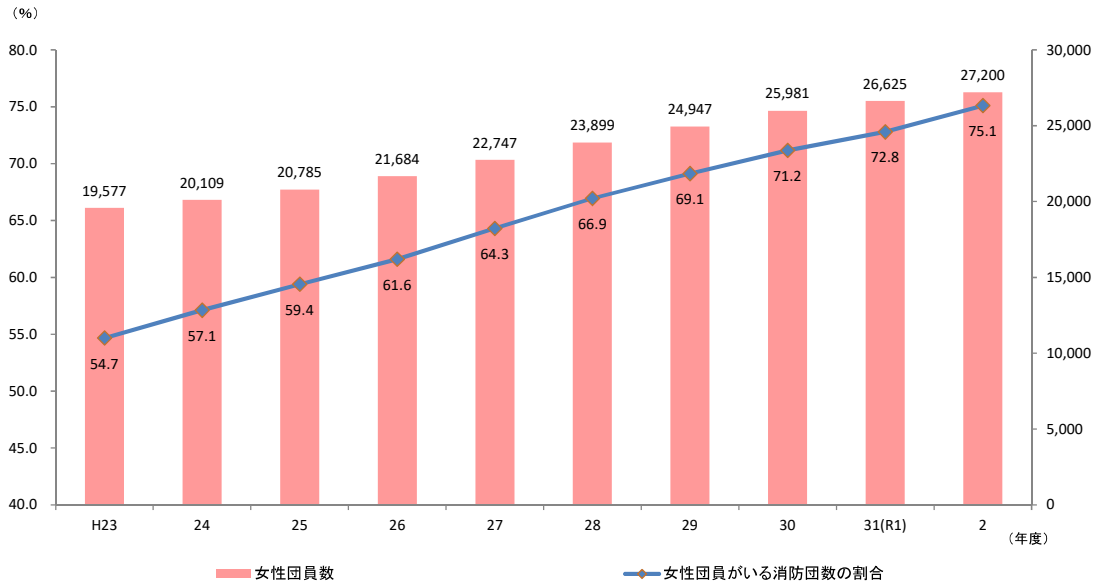

女性消防団員数は27,200人で全体の約3.3%であり、前年度より575人増加。女性団員数は年々増加。

（参考）「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日付け消防地第228号消防庁長官通知）（抄）

政府として、消防団員に占める女性の割合について、令和８年度（2026年度）に10%を目標としつつ、当面５%とする目標を掲げている中、本年４月１日現在、当該割合は3.2%であり、また女性消防団員が所属していない消防団の数は、同日現在、598（全体の約27%）にとどまっている。このため、令和９年３月末日までに消防団員に占める女性の割合が10%に達するよう、基本団員はもとより、女性の強みを生かし活動のしやすさに配慮した機能別団員制度の活用などにより、女性の入団促進に積極的に取り組むとともに、女性消防団員が所属していない消防団においては、令和４年３月末日までに女性消防団員が所属することとなるよう、早急に取り組むこと。

女性消防団員の活躍事例①

島根県安来市消防団（高齢者宅の防火査察・防災講習会の実施）

【主な活動内容】

○　女性消防団員が地区民生委員と共に一人暮らしの高齢者宅を訪問し、住宅の防火指導を行い、高齢者宅に多いストーブ、たばこ、電気機器火災について説明、あわせて住宅用火災警報器の設置状況を確認。

【主な活動内容】

○　小学生と保護者対象で実施、防災ゲーム、防災紙芝居、毛布による応急担架作成、新聞紙を使用した食事容器作成、段ボールベッドの作成等を行った。

女性消防団員の活躍事例②

高知県南国市消防団（消防団注水競技大会）

【主な活動内容】
○　年に一回、技術練磨及び規律養成のため、注水競技大会を実施。
○　指揮者１名を含む５名が１チームでホース延長を行い、目標のドラム缶に注水し、ドラム缶の中のボールを出す早さを競う。
　ホースの迅速な延長と正確な放水技術、チームワークを競う大会を実施し、女性団員として注水競技大会に参加することで、技術向上を図っている。

宮城県大崎市消防団（普通救命講習、消防・救急イベントへの参加・派遣）

【主な活動内容】
○　地元高校生の普通救命講習補助、消防イベントにおける救急に関する寸劇、救急の日イベント等に積極的に参加し、女性消防団員が活躍している。

女性消防団員の活躍事例③

山口県山口市消防団（イベント会場などでの広報活動や防災講習、現場での活躍）

【主な活動内容】
○　女性団員を中心とした「予防隊」を結成し、各種防火イベントや児童クラブ等において、火災予防などの啓発活動、防災講習を実施。
○　分団に所属する女性団員は、男性団員と共に火災現場などの最前線に出動し活躍している。

愛知県豊橋市消防団（救命講習の実施・消防団PR事業）

【主な活動内容】
○　女性分団員が講師となり、市民に対して救命講習を実施。
○　女性分団員が中心となり、市民に対する防火防災の啓発活動を積極的に行うことで、消防団の認知度を高め、消防団員の加入促進を図っている。

全国女性消防団員活性化大会の開催

○　概要等
　全国の女性消防団員が一堂に集い、日頃の活動やその成果を紹介するとともに、意見交換を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動をより一層活性化させることを目的として、全国女性消防団員活性化大会を平成６年から開催。

○　内容
・活動事例発表
・記念講演
・火災予防啓発劇
・パネルディスカッション　等

○　過去の実績等
第20回　ちば大会（H26.11.14）　開催地：千葉県浦安市（参加者約3,800名）
第21回　佐賀大会（H27.10.29）　開催地：佐賀県佐賀市（参加者約3,000名）
第22回　北海道大会（H28.6.3）　開催地：北海道札幌市（参加者約3,400名）
第23回　広島大会（H29.11.16）　開催地：広島県広島市（参加者約3,300名）
第24回　滋賀大会（H30.11.9）　開催地：滋賀県大津市（参加者約3,500名）
第25回　青森大会（R1. 9.19）　開催地：青森県青森市（参加者約3,500名）
第26回　徳島大会（R3.11.19）　開催地：徳島県徳島市
※R2・R3は新型コロナウィルス感染症のため中止

○　主催
消防庁、(公財)日本消防協会、実行委員会(開催地消防協会、開催都道府県、開催市)
○　後援
開催地市長会、開催地町村会、開催地消防長会等

３－（３）　学生の入団促進等

学生消防団員数の推移

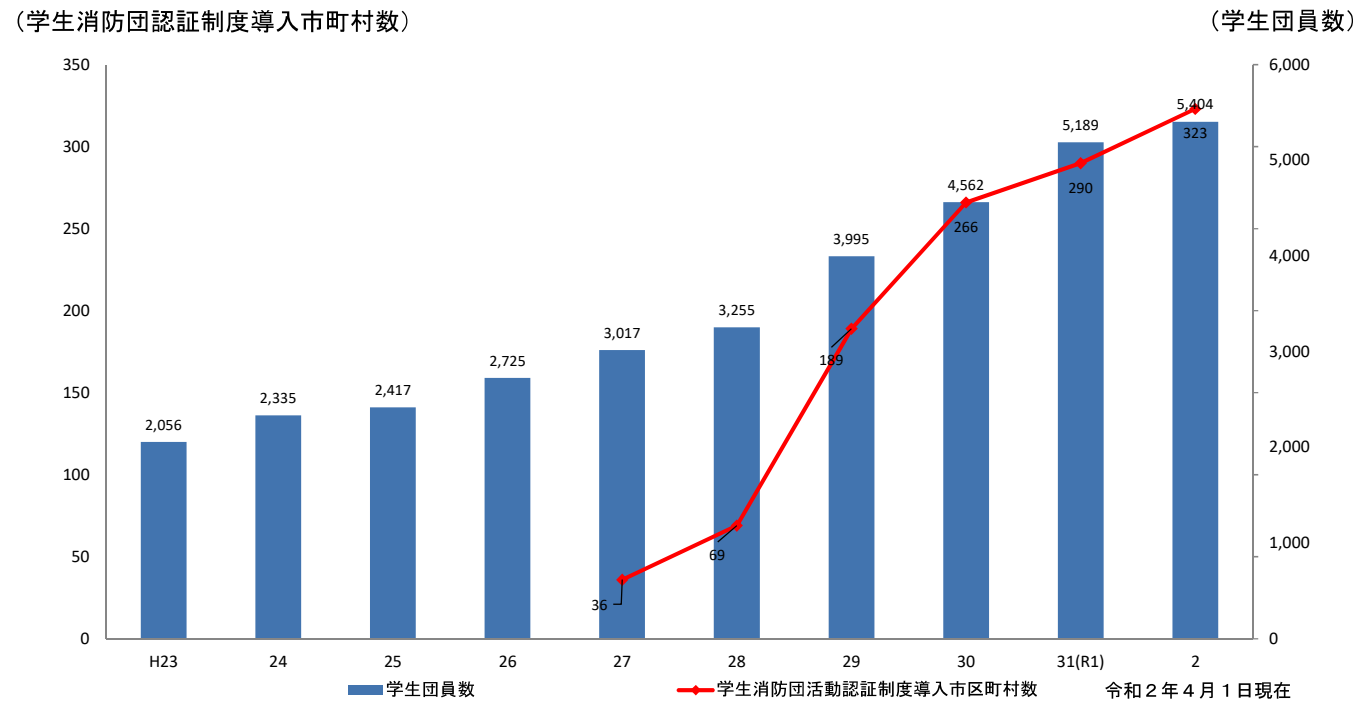

学生（専門学校生を含む）の消防団員数は5,404人であり、前年度より215人増加。学生団員数は年々増加。

消防団員歴を示す紹介状（例）

紹介状（例）

平成　年　月　日

○○市（町村）消防団長　殿

○○市（町村）消防団長
○○　○○

下記の方について、本市（町村）において消防団活動を行い地域社会に貢献したことを評価し、紹介しますので、貴団体における入団に向けた手続きをよろしくお願いします。

記

1　入団希望者
　氏　名
　住　所
　ＴＥＬ
　生年月日　平成　年　月　日
2　所属分団　　分団
3　活動期間　平成　年　月　日～平成　年　月　日
4　階級

（本紹介状に係る問い合わせ先）
○○市（町村）○○○○課　担当：○○
〒○○○－○○○○
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
ＴＥＬ○○－○○○○－○○○○

学生消防団活動認証制度（平成２６年１１月～）

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。

【学生消防団活動認証制度の導入状況　（R2.4.1時点）】

時点	導入済団体
H28.4.1	69
H29. 4.1	189
H30.4.1	266
H31.4.1	290
R2.4.1	323

約4.7倍

【参考】大学設置市町村における
学生消防団活動認証制度導入状況

大学設置市町村数	大学設置自治体のうち認証制度導入市町村数	導入割合
547	239	43.7%

令和２年４月１日時点（消防団組織概要調査より）

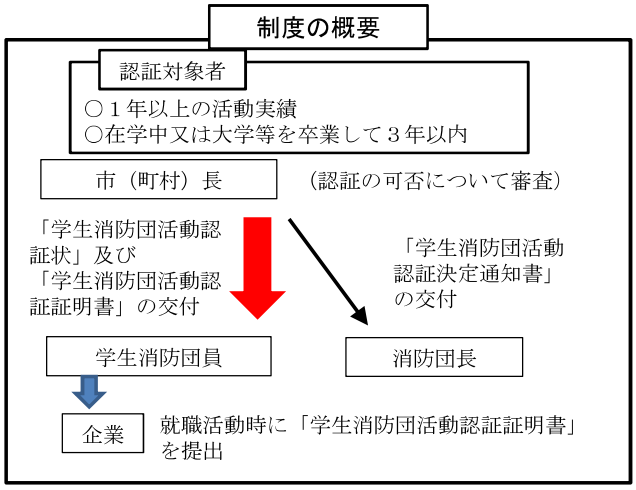

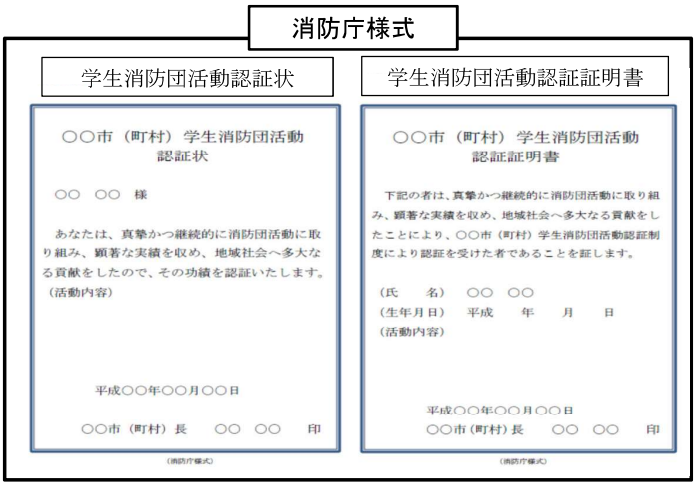

学生消防団員入団促進のための取組事例①

鹿児島県鹿児島市消防団（学生機能別分団の設立・大学祭での防災ＰＲ等）

【主な活動内容】

○　令和元年度に学生機能別分団を設立。近隣の大学に出向き説明会を実施し、200名の定員に対し97名が加入（令和２年度時点）。

○　大学祭での防災チラシの配布など、学生ならではのPR活動の役割を担う。今後は従来の説明会を通した募集に加え、現役の分団員による勧誘（口コミ）等により団員数を確保していく方針。

○　学生団員からは「訓練・活動に参加することで自分自身の成長につながった」「同世代の仲間が増えて集中しつつも楽しく活動している」といった声が寄せられている。

学園祭でのPR活動の様子

京都府京都市山科消防団（救急救命関係の大学における勧誘活動）

【主な活動内容】

○　近隣の救急救命関係の大学にて勧誘を実施。

○　救急救命士を目指す学生が、自らのスキル向上のために加入するケースが多く見られる。また、救命技術の向上のためのサークルに所属する団員が自らサークル内で広報することもある。

○　学校の教員が消防団OBということもあり、学校側からも入団の後押しを得られている（技術向上、就職に有利などの呼びかけ）。

学生への説明会の様子

学生消防団員入団促進のための取組事例②

東京都豊島区豊島消防団（「学生リーダー」の設置による入団促進）

【主な活動内容】

○　「学生リーダー」を指定し、消防団活動への質問や相談を受けるなど、学内入団希望者の世話役として入団促進に大きく貢献している。

○　団員募集ポスターに現役の学生消防団員を起用。

○　学生リーダーが中心となって入団促進ガイダンスを実施し積極的な入団促進を行い、毎年25人程度の入団者を確保。

○　団員からは「団員として社会に関わることで、自身の成長につながった。」「防災訓練を指導する立場になり、理解してもらうことの大切さを実感した。」といった声が寄せられている。

東京都目黒区目黒消防団（街頭、学校行事での広報活動）

【主な活動内容】

○　消防団行事への参加のほか、街頭での消防団員募集広報活動にあたっている。

○　地域貢献を目的として、学校行事として入団促進説明会（６月頃）を実施している。

○　毎年60～70人程度の入団者を確保している。

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省刊行物）

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
（文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課作成）

第５章　安全教育と安全管理における組織活動
　第２節　家庭・地域・関係機関との連携
　　１　学校安全推進のための連携体制づくり
　　地方公共団体においても、教育委員会、私立学校担当課、防災担当部局、警察のほか、気象台や地方整備局等が連携を図りながら、地域にある学校が安全に関する情報共有ネットワークの中に含まれるよう留意して対応することが必要である。

少年消防クラブの現状と今後の方向性①

1　少年消防クラブ（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第18条）：
少年が防火及び防災について学習するための組織

○　昭和25年12月１日付国家消防庁管理局長通知により、少年に火災予防思想を教養指導する方法として、10歳以上15歳未満の少年（少女を含む）により編成
○　平成20年11月21日付消防庁国民保護・防災部防災課長通知により、対象年齢を18歳まで引き上げる等の対応を要請

2　少年消防クラブの現況（令和２年５月１日現在）
組織数　　4,352クラブ
人　員　　411,556人（小学生282,306人、中学生126,708人、**高校生998人**、その他1,544人）

北海道67人、青森県153人、埼玉県63人、東京都514人、三重県31人など21都道府県

3　活動内容

○防災訓練等への参加、消防訓練（実技）
○防火、防災知識の普及（講義）
○行事・コンクールへの参加
○学校内の安全点検、○防災マップ作り　　等

少年消防クラブの現状と今後の方向性②

4　主な団体の状況

高校生クラブ員が多い団体

○　青森県（153人）
・　八戸地域（５校）と十和田地域（１校）で高校単位のクラブが存在。消防庁の通知や次世代の人材育成が市議会で取り上げられたことなどが結成の契機。
・　高校の訓練で、クラブ員が避難誘導や消火器取扱いを指導。
・　繁華街に近いクラブは、放火防止対策として清掃活動を行うなど、地域特性に応じた活動。
○　東京都（514人）
・　ほとんどがＯＢ・ＯＧとして、小中学生の指導を担当。
・　この他、自らも消防吏員から消火方法等の指導を受けている。

高校生クラブ員がいない団体

・　高校生になると学業や部活動に忙しく、自然と抜けていく。
・　高校生になると広い地域から生徒が集まるため、組織化が難しい傾向。
・　クラブ員資格について、規約や団則により「中学校３年生まで」などと制限している。
・　高校生に少年消防クラブを浸透させるより、将来を見据え、消防団活動を紹介した方がいい。

5　高校生の活用に関する今後の方向性

それぞれの地域の実情に応じて、
○ 少年消防クラブ員として
・　青森県や東京都のように、現在も高校生のクラブ員が多い団体については、引き続き、高校生のクラブへの入団を促進
・　規約等による「中学生まで」などの年齢制限規定の改正を要請
○ 消防団員として
・　高校生の消防団（機能別団員）への入団を促進

高校生の加入促進のための取組事例①

青森県　少年消防クラブ（地域に根ざした活動）

【主な活動内容】

○　八戸地域、十和田地域内の高校６校で少年消防クラブが組織されている。

○　東日本大震災後、地域防災力の向上を目的とした次世代の人材育成について市議会で取り上げられた事を背景として、消防クラブが結成された。

○　訓練指導等については、管轄消防署や地元消防団が行い、地域に根ざした活動を通して防災意識の高揚を図る。

（例）・沿岸地域では、地震・津波・救命処理の教養修得に取り組む
・女子校のクラブでは、乳幼児向けの救急法を学ぶ
・繁華街の近隣のクラブでは、放火防止対策として清掃奉仕活動を行う

岡山県美作市消防団（15歳以上の高校生の入団）

【主な活動内容】

○　若年層の団員確保の取組の一環として、15歳以上の高校生の入団を条例上認めている。

○　学生は機能別団員として採用され、消防団活動の広報・啓発や災害時の避難所設営補助としての役割を想定。

○　医療系専門学校をはじめ、近隣の学校への訪問を通して引き続き入団促進を図る。

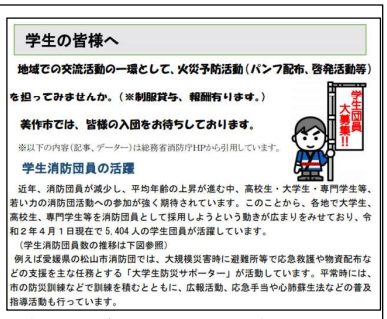
学生の皆様へ

地域での交流活動の一環として、火災予防活動（パンフ配布、啓発活動等）を担ってみませんか。（※制服貸与、報酬有ります。）

美作市では、皆様の入団をお待ちしております。

※以下の内容（記事、データー）は総務省消防庁HPから引用しています。

学生消防団員の活躍

近年、消防団員が減少し、平均年齢の上昇が進む中、高校生・大学生・専門学生等、若い力の消防団活動への参加が強く期待されています。このことから、各地で大学生、高校生、専門学生等を消防団員として採用しようという動きが広まりをみせており、令和２年４月１日現在で５,４０４人の学生団員が活躍しています。

（学生消防団員数の推移は下図参照）

例えば愛媛県の松山市消防団では、大規模災害時に避難所等で応急救護や物資配布などの支援を主な任務とする「大学生防災サポーター」が活動しています。平常時には、市の防災訓練などで訓練を積むとともに、広報活動、応急手当や心肺蘇生法などの普及指導活動も行っています。

学生団員大募集!!

学生を対象にした説明会資料より

（参考）美作市機能別消防団員募集要項

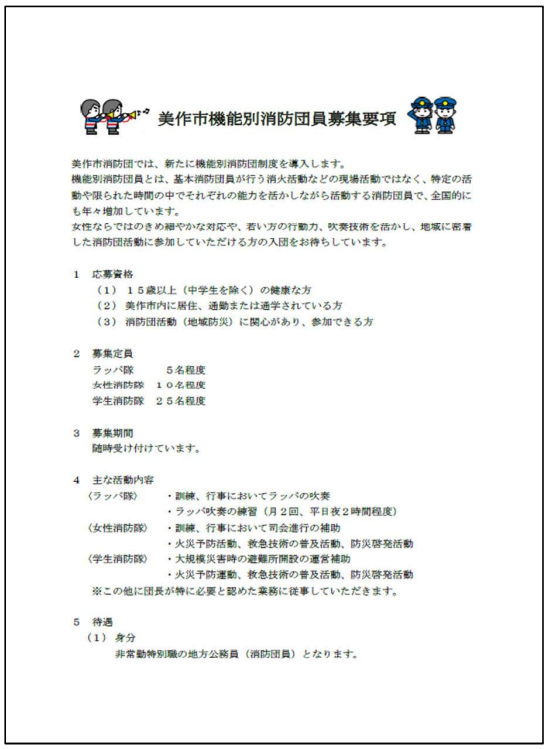
美作市機能別消防団員募集要項

美作市消防団では、新たに機能別消防団制度を導入します。
機能別消防団員とは、基本消防団員が行う消火活動などの現場活動ではなく、特定の活動や限られた時間の中でそれぞれの能力を活かしながら活動する消防団員で、全国的にも年々増加しています。
女性ならではのきめ細やかな対応や、若い方の行動力、吹奏技術を活かし、地域に密着した消防団活動に参加していただける方の入団をお待ちしています。

1　応募資格
（1）１５歳以上（中学生を除く）の健康な方
（2）美作市内に居住、通勤または通学されている方
（3）消防団活動（地域防災）に関心があり、参加できる方

2　募集定員
ラッパ隊　　５名程度
女性消防隊　１０名程度
学生消防隊　２５名程度

3　募集期間
随時受け付けています。

4　主な活動内容
〈ラッパ隊〉　・訓練、行事においてラッパの吹奏
・ラッパ吹奏の練習（月２回、平日夜２時間程度）
〈女性消防隊〉　・訓練、行事において司会進行の補助
・火災予防活動、救急技術の普及活動、防災啓発活動
〈学生消防隊〉　・大規模災害時の避難所開設の運営補助
・火災予防運動、救急技術の普及活動、防災啓発活動
※この他に団長が特に必要と認めた業務に従事していただきます。

5　待遇
（1）身分
非常勤特別職の地方公務員（消防団員）となります。

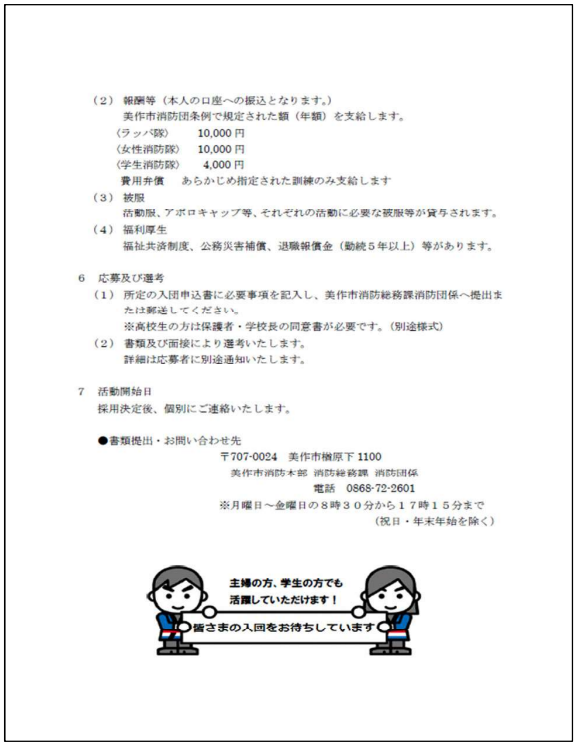
（2）報酬等（本人の口座への振込となります。）
美作市消防団条例で規定された額（年額）を支給します。
〈ラッパ隊〉　10,000 円
〈女性消防隊〉　10,000 円
〈学生消防隊〉　4,000 円
費用弁償　あらかじめ指定された訓練のみ支給します
（3）被服
活動服、アポロキャップ等、それぞれの活動に必要な被服等が貸与されます。
（4）福利厚生
福祉共済制度、公務災害補償、退職報償金（勤続５年以上）等があります。

6　応募及び選考
（1）所定の入団申込書に必要事項を記入し、美作市消防総務課消防団係へ提出または郵送してください。
※高校生の方は保護者・学校長の同意書が必要です。（別途様式）
（2）書類及び面接により選考いたします。
詳細は応募者に別途通知いたします。

7　活動開始日
採用決定後、個別にご連絡いたします。

●書類提出・お問い合わせ先
〒707-0024　美作市楢原下 1100
美作市消防本部 消防総務課 消防団係
電話　0868-72-2601
※月曜日～金曜日の８時３０分から１７時１５分まで
（祝日・年末年始を除く）

主婦の方、学生の方でも活躍していただけます！
皆さまの入団をお待ちしています

高校生の加入促進のための取組事例②

神奈川県横浜市消防団

横浜市には18の行政区に20の消防団があるが、全消防団員7,739人の平均年齢は、令和３年４月１日時点で50歳となっており、若年層の団員確保が課題となっている。
その課題解消のため、横浜市の５消防団で高校生の消防団員が誕生した。

鶴見消防団

【高校生の入団を始めた経緯】
○　平成30年頃から消防団の高齢化問題が課題となっており、将来、消防団の担い手となる高校生に着目。
・　高校に出向き、消防団の説明会を開催したほか、インターンシップの受け入れ、生徒と合同で火災予防広報を行った消防団もあった。

【主な活動内容】
○　日々の器具点検、大規模災害対応訓練、巡回広報、水利調査、ポンプ操法訓練　ほか

南消防団

【高校生の加入促進に向けた取組】
○　高校に学生消防団募集のポスターを掲示したが、実際に入った学生団員は、ホームページやポスターのＱＲコードから電子申請される方が多数を占める。

【高校生団員の声（やりがい）】
≪鶴見消防団≫（令和２年度入団）
小さい頃から消防団に憧れ、18歳になったら消防団に入ると決めていました。今後は地域の役に立つとともに、将来的には分団長のような地域防災のリーダーになれたらと思います。

≪金沢消防団≫（令和２年度入団）
母が団員として活動しており、その姿を見て地域貢献したいと思っていました。応急手当を身に付けたいです。

緑消防団

≪緑消防団≫（令和２年度入団）
父が消防団員として活躍する姿を見て、幼いころから消防に興味を持ち、将来は消防士になりたいと思っていました。将来の夢に一歩近づき、とてもやりがいを感じています。

≪泉消防団≫（令和２年度入団）
消防団に入団し、自分の成長を感じています。また、消防団活動は、学校の授業と被らないので参加しやすいです。

４．平時の消防団活動のあり方

４－（１）　地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

４－（２）　操法の意義の徹底

４－（３）　操法大会のあり方

消防団の年間活動のイメージ

月	月ごとの行事 （記載事項以外に、研修、訓練や各種会議を随時実施）	数月にわたる行事
4月	・団長交代式、辞令交付式、新入団員研修	操法訓練 週4日程度 （2時間） 夜警 月2日程度 資機材点検 月1日程度
5月		
6月	・市操法大会	
7月	・県操法大会 ・夏祭りでの特別警備	
8月	・夏休みイベントでの特別警備、広報 ・市総合防災訓練	
9月	・総合防災訓練	
10月	・全国操法大会	
11月	・秋祭りでの特別警備 ・秋季火災予防運動（パレード等）	
12月	・年末年始特別警備（パレード等）	
1月	・消防出初式 ・文化財防火訓練	
2月	・消防署・消防団連携訓練（火災対応）	
3月	・春季火災予防運動（パレード等） ・野焼き警戒	

操法とは

○　操法とは、消防用機械器具の取扱い及び操作のことをいう。

○　消防吏員及び消防団員の訓練における消防用機械器具の取扱い及び操作の基準を定め、火災防御の万全を期すことを目的として、「消防操法の基準」（昭和47年５月11日消防庁告示第２号）が定められている。

（参考）「消防操法の基準」（昭和47年５月11日消防庁告示第２号）（抄）

第一条　この基準は、消防吏員及び消防団員の訓練における消防用機械器具の取扱い及び操作（以下「操法」という。）の基本を定め、もつて火災防ぎょの万全を期することを目的とする。

ポンプ車操法・小型ポンプ車操法の一連の動き

○　ポンプ車操法・小型ポンプ操法の訓練の様子や一連の動きは、地域住民の方々、消防職団員、地方公務員等の方々にインターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供する「防災・危機管理e-カレッジ」にも掲載している。

防災・危機管理e-カレッジ
https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/

訓練や操法大会のあり方を見直した団体の事例①

長野県辰野町消防団（地域の特性に合わせた訓練の実施）

【背　景】
○　従前より「私生活への影響が大きい」「ただ競技性の高い大会になっている」という声が寄せられていた。
○　そこで団員へのアンケート調査を実施した結果、大会への参加を見直し、より地域の特性に即した訓練への移行へと踏み切った。
【見直しの結果】
○　全団員で一丸となって取り組む訓練へと移行したことで組織としての一体感が生まれ、「訓練が楽しくなった」という声が寄せられた。
○　上記により、新入団員も入りやすい組織の雰囲気が醸成された。

現在の訓練風景

茨城県下妻市消防団（操法大会への参加を取りやめ）

【背　景】
○　被用者（サラリーマン）団員が増加する中、短期間で集中して訓練が必要となる操法大会への参加が、団員の仕事（本業）や家庭への大きな負担となっていた。
○　多数の団員より操法大会参加中止の嘆願書が提出されたことを受け、消防団内で検討を重ねた結果、最終的に団の総意として参加中止を決断した。
【見直しの結果】
○　今後、より実践を想定した訓練を定期的に行う方向で、現在調整を行っている。

操法大会の様子

訓練や操法大会のあり方を見直した団体の事例②

神奈川県海老名市消防団（操法大会のあり方を見直し、実践的な訓練や団員の負担軽減を実施）

【背　景】
○　平成28年に「消防団を考える会」という検討委員会（計３回開催）を立ち上げ、「なぜ消防団員は増えないのか」「変わることのできる組織を作る」などをテーマに団員やOBから意見を聞きながら話し合いをすすめた。
※　検討委員会構成メンバー･･･消防本部管理職と消防団担当係、市消防団の幹部（本団３役および各分団長）
○　操法が負担であるという団員からの意見があり、全団員を対象にアンケートを実施。
【見直しの結果】
○　市操法大会は隔年で実施。
○　操法訓練が毎年行われないことに不安を訴える声もあり、市操法大会のない年は、消防団員の不安解消と消防力の低下を防ぐため、資機材の整備や取扱い訓練を実施。
○　他にも負担軽減措置として、火災出動体制を見直し、管轄する分団のみが出動する出動体制へ変更。

訓練や操法大会のあり方を見直した団体の事例③

愛知県尾張旭市消防団（操法大会の開催を見直し、より実践的な訓練を実施）

【背　景】
○　令和元年10月頃消防団長から、本市で開催している操法大会に疑念を抱いている団員がいるため、大会の見直しまたは違う訓練を行うことができないかと提案があった。
○　消防団長と事務局で調整や消防団役員会議の結果、操法大会を取りやめ、より実践的な訓練を実施。

【見直しの結果】
○　エンジンカッター、チェーンソー、油圧切断機の取扱い方法の習得を目指し、実際にパイプや木材を切断する救助訓練を実施。
○　消防活動に必要な基本的な技術を習得する訓練と大規模災害に備え、消防団が単独活動をすることを想定した火災戦術等に関する教養を実施。
○　地域消防防災施設（常備・非常備消防の複合施設）を新たに開設し、訓練の充実強化を検討。
○　団員からは、上記のような実践的な訓練を継続的に実施してほしい、頻度を増やしてほしいという声や、トランシーバーを活用した連携訓練などを企画してほしいという声が上がっている。

常備消防と連携した訓練事例①

兵庫県尼崎市消防団

【主な活動内容】

○　署団合同訓練
　市内６行政地区ごとに管轄消防署と合同訓練を実施。

○　資機材の取扱いや放水訓練等の技術訓練や実災害を想定した想定訓練を実施。

愛知県豊橋市消防団

【主な活動内容】

○　林野火災を想定した大規模訓練を毎年秋季に実施。

○　各分団の管轄消防署所と火災想定訓練等を実施し、実災害時の連携強化を図っている。

○　多様化する救助資機材等の取扱い訓練を定期的に実施。

林野火災訓練

火災想定訓練

資機材取扱訓練

常備消防と連携した訓練事例②

宮崎県宮崎市消防団

【主な活動内容】

○　舟艇訓練、チェーンソー取扱訓練、発水･中継送水訓練、無線取扱訓練、応急手当講習等を実施。

○　火災対応だけでなく、風水害、地震等、あらゆる災害に対応するため、幅広く訓練に励んでいる。

操法訓練に係る国会での議論

令和３年２月19日　衆議院総務委員会　武田総務大臣答弁

ご指摘の操法訓練、操法大会ですけれども、技術の習得、士気の高揚、団体の一体感など、いろいろな目的でやられているとは思いますけれども我々としては、地域防災力の中核をなす消防団員が安全に活動するために重要な役割を担っているのではないかと思っております。

ただ、消防操法大会に向けた訓練については、ご指摘のとおり批判が多いという声があり、承知しておりますが、団員にとって負担にならないように、消防庁からは従来から助言はさせていただいております。訓練の方法などについては、地域の実情に応じてそれぞれの消防団で判断しなければならないと考えておりますが、消防団員の処遇に関する検討会におきましても、訓練の見直しに関する意見もあり、訓練を含めた消防団活動の在り方などについても検討していかなければならないと考えております。

平成11年３月15日　参議院地方行政・警察委員会　谷合靖夫消防庁長官答弁

消防操法といいますか、そうしたものは、都道府県レベルの大会とかあるいは全国レベルの大会に向けて訓練が行われておるわけですけれども、一部の団員にはやっぱりそうした大会に向けての訓練ということで過剰な負担になるとか、あるいは若い団員の中では余りにも形式的過ぎてやはり問題があるんではないか、こんな御意見が出ていることも事実でございます。

私どもとしては、その消防操法というのはやっぱり消防団員として基本的な技術を習得するために欠かせない訓練である、そういう必要な訓練であるというふうには考えておりますけれども、そうしたいろんな方面の消防操法に対する御意見等も十分踏まえまして、全国大会を主催している日本消防協会というような関係団体とも十分意見交換をしながら、その操法のあり方というものについてはこれから検討していきたいというふうに考えております。

訓練の適正化に係る消防庁通知

「消防団員の確保等に向けた重点取組事項について」（平成30年１月19日付け消防地第15号消防庁長官通知）（抄）

（２）基本団員を中心とした消防団員の確保等

①基本団員の確保と質の向上

基本団員の質の向上に向け、操法訓練のみならず、その他災害時に求められる役割を果たすために必要な知識・技術を身につけるための訓練等をバランスよく行うとともに、加重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施すること。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日付け消防地第228号消防庁長官通知）（抄）

⑤その他地域の実情に応じた退団への対策

上記の取組のほか、例えば、異なる分団等に所属する消防団員同士が定期的に交流できる機会の創出等による、消防団員としての活動をしやすい環境づくりや、加重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施することなど、地域の実情に応じ、消防団活動を継続しやすい環境の整備に向け、創意工夫を図ること。

操法大会に関する国家消防本部長通知①

（参考）消防操法大会等の運営について
（昭和30年8月23日付国消発第674号通知（国家消防本部長から各都道府県知事へ通知））

消防行動の適確は、一に平素の消防諸訓練の成果如何にかかるところであり、特に消防操法の訓練成果が、直接火災防御行動に影響することは言を俟たないところである。

これがため消防機関においては、常時消防操法の訓練を怠らず、**団体的規律行動の適切と消防技術の向上**に鋭意努力されているのであるが、**更に一層の向上を図る一方法として適時適所に消防操法大会等を開催**し、各消防隊は平素の訓練成果を堂々と公表して審査を受け、この目的を達成しつつあることは、洵に適切であって、市町村はもとより都道府県においても、今後とも大いに実施せられたい。

なお、これが運営にあたっては、主として左記諸点に十分留意の上、目的達成に万全を期されるよう願うとともに、貴管下市町村にこの旨連絡方を願いたい。

記

1　消防操法大会等の真意義を理解し、特に出場隊は、徒らに勝敗に拘泥しないこと。

消防操法大会等の開催は、出場隊が一堂に会して当時の訓練成果を発表し、審査結果による不備欠陥を今後において是正し、**団体行動はもとより消防技術の完璧を期するにある**。

従って、**徒らに出場隊は、勝敗にこだわり、開催の目的に背き、物議をかもすが如きことがないよう、平素における指導の適切を望むもの**である。なお、各消防機関は、都道府県又は市町村において行う消防操法大会等に率先参加し、各隊と同一種目による演技をもって開催目的を達成するよう心掛けしめなければならない。

操法大会に関する国家消防本部長通知②

（参考）消防操法大会等の運営について（昭和30年8月23日付国消発第674号通知（国家消防本部長から各都道府県知事へ通知））

2　審査員の資質の錬磨と審査技術の向上に留意すること。

審査員が審査技術に未熟であっては、出場隊の不備欠陥を正確に指摘することはできない。審査員は十分に資質の錬磨と審査技術の向上を図るように努めなければならない。なお、審査の方法については、「消防操法審査実施要領について（昭和29年１月14日付国消教発第３号）」を参照されたい。

3　操法の内容がマンネリズムに堕さないこと。

消防操法大会等における演練種目は、地方的実情により主として使用している機械によるものと思われるが、その内容は、往々にしてマンネリズムに堕し、開催目的を十分に発揚しえない結果となることがある。もとより演技は、「消防操法の準則（昭和28年国家公安委員会告示第３号）」に則り定められた規則に基き常時実施されている訓練の成果を演練するものであることは、いうまでもないことであるが、大会等開催の計画樹立にあたっては、この点十分留意し、計画の改善に努めなければならない。

4　出場隊の選抜或いは大会運営等に多額の経費を支出しないよう自粛すること。

出場隊の選抜に際し、又大会等開催にあたって、あまりに多額の経費を支出することは、今後の大会等の運営を不可能にするかもしれないので、各消防機関は、この点十分自粛自戒し、大会等開催の真意義の挙揚に万全を期せられたい。

操法大会の概要

○　全国消防操法大会は、都道府県代表の消防団員が、迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、その技術を競う大会である。

○　都道府県の代表隊の決め方は各都道府県によって様々であるが、一般的には都道府県大会の優勝隊が出場することが多い。

○　消防庁と日本消防協会の共催で男性・女性それぞれの大会を隔年に一度開催している。

・　全国消防操法大会（主に男性が参加）

全国消防操法大会で競技される消防ポンプ操法は、次の２種目。

‣消防ポンプ自動車を使用した「ポンプ車操法」（５名）

‣持ち運び可能な小型動力ポンプを使用した「小型ポンプ操法」（４名）

※それぞれの種目について、半数の都道府県の代表隊が出場（各都道府県は大会ごとに出場する種目を変える）。

・　全国女性消防操法大会

全国女性消防操法大会で競技される消防ポンプ操法は、次の１種目。

‣軽可搬ポンプを使用した「軽可搬ポンプ操法」（５名）

・　審査の要点

「士気・規律」「迅速な行動・動作・チームワーク」「確実な操作」「消防用機械器具の精通とその愛護」「各隊員の安全」を要点に審査。

全国消防操法大会及び全国女性消防操法大会の開催実績等

	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全国消防操法大会	回数	第22回		第23回		第24回		第25回		第26回		第27回
	開催日	H22.11.12		H24.10.7		H26.11.8		H28.10.14		H30.10.19		中止
	開催地	愛知県		東京都		東京都		長野市		富山市		市原市
全国女性消防操法大会	回数		第20回		第21回		第22回		第23回		第24回	
	開催日		H23.10.19		H25.10.17		H27.10.15		H29.9.30		R1.11.13	
	開催地		横浜市		横浜市		横浜市		秋田市		横浜市	

都道府県消防操法大会

都道府県名	主催・共催	備考
北海道	北海道 北海道消防協会	
青森県	青森県消防協会	青森県は後援
岩手県	岩手県消防協会	岩手県は後援
宮城県	宮城県 宮城県消防協会	
秋田県	秋田県 秋田県消防協会	
山形県	ー	県消防操法大会は実施していない
福島県	福島県 福島県消防協会	
茨城県	茨城県 茨城県消防協会	
栃木県	栃木県消防協会	栃木県は後援
埼玉県	埼玉県 埼玉県消防協会	
群馬県	群馬県 群馬県消防協会	
千葉県	千葉県 千葉県消防協会	
東京都	東京都消防協会 東京消防庁	
神奈川県	神奈川県 神奈川県消防協会	
新潟県	新潟県 新潟県消防協会 （開催地市町村 開催地市町村が所属する新潟県消防協会地区支会）	
富山県	富山県 富山県消防協会	
石川県	石川県 石川県消防協会	

都道府県名	主催・共催	備考
福井県	福井県 福井県消防協会	
山梨県	山梨県消防協会	山梨県は後援
長野県	長野県 長野県消防協会	
岐阜県	岐阜県 岐阜県消防協会 （開催地市町村 開催地消防協会）	
静岡県	静岡県消防協会 静岡県	
愛知県	愛知県 愛知県消防協会 （開催市（町村））	
三重県	三重県 三重県消防協会	
滋賀県	滋賀県 滋賀県消防協会	
京都府	京都府 京都府消防協会	
大阪府	大阪府 大阪府消防協会	
兵庫県	兵庫県 兵庫県消防協会	
奈良県	奈良県 奈良県消防協会	
和歌山県	和歌山県 和歌山県消防協会	
鳥取県	鳥取県 鳥取県消防協会	
島根県	島根県 島根県消防協会 開催地市町村	

都道府県名	主催・共催	備考
岡山県	岡山県消防操法大会実行委員会	岡山県、岡山県消防協会、備前・備中・美作地区消防連絡協議会、岡山県消防長会で構成される組織
広島県	広島県 広島県消防協会	
山口県	山口県 山口県消防協会 山口県消防クラブ連合会	
徳島県	徳島県 徳島県消防協会	
香川県	香川県 香川県消防協会	
愛媛県	愛媛県 愛媛県消防協会	
高知県	高知県 高知県消防協会	
福岡県	福岡県 福岡県消防協会	
佐賀県	佐賀県 佐賀県消防協会	
長崎県	長崎県 長崎県消防協会	
熊本県	熊本県 熊本県消防協会 （開催地市町村・消防団・消防本部）	
大分県	大分県消防操法 大会実行委員会	※実行委員会は、以下3者で構成 ①大分県生活環境部防災局消防保安室 ②一般財団法人 大分県消防協会 ③大分県消防学校
宮崎県	宮崎県 宮崎県消防協会	
鹿児島県	鹿児島県 鹿児島県消防協会	
沖縄県	沖縄県 沖縄県消防協会	

訓練や操法大会に対する意見①

【参考】検討会で取り上げられた意見

- ポンプ操法の訓練だけではワンパターンになりがちであり、例えば、消防学校のプールで救命胴衣を着装して、ボートで救命訓練をしてもらうなど、新しいことをすれば若い人もやりがいを感じやすい
- ポンプ車のドアを一斉に閉める、集合時に全隊員のかかとを揃える等、団員同士の動作を過度に合わせている
- 計測タイムの短縮だけを過度に追求している
- １番員なら１番員だけ、２番員なら２番員だけと、限られた役割のみを過度に反復している
- 選手として操法大会に参加しない団員は、見取り訓練や補助業務のみ実施している

訓練や操法大会に対する意見②

【参考】総務省・消防庁あて「ご意見・お問合せメール」等に寄せられた訓練や操法大会に関する主な意見（抜粋）

集計期間：令和２年11月13日～令和３年５月13日（武田大臣が消防団員の確保について会見した日より集計）
件数　　：121件（うち訓練・操法大会に関するもの52件）

- コロナ禍の今こそ、今まで続けてきた活動を大きく見直し、消防団に有意義な災害への訓練を行ってもらう時ではないでしょうか。
- 操法大会ですが、実際の操法に役立つものならば良いですが、大幅に見直しをされたほうがいいと思います。
- 操法大会の訓練は、実際の火災に役に立たないとは言いませんが、ほとんどが大会で好成績を狙う為の訓練です。しかもレベルアップするのは、選手である４～５人であり、選手以外のたくさんの団員は練習の準備に駆り出されているだけで、火災に対応した訓練にはなっていません。
- 消防団員の維持・増加のためには操法大会のあり方の見直しなど団員の負担軽減しかないと思います。
- 操法大会、夜警、出初式などのさまざまなイベントがあり休みがなく家族サービスができていません。

訓練や操法大会に対する意見③

【参考】岐阜県高山市実施のアンケートに寄せられた訓練や操法大会に関する主な意見

【アンケート概要】
調査の期間：平成29年11月１日～平成30年１月31日
回収結果　：①高山市消防団活性化について（団員へのアンケート）
　　発送数　1,836人
　　回収数　1,543人
　　回収率　84.0%
　②高山市消防団及び活動について（市民へのアンケート）
　　対象者数　733人（郵送500含む）
　　回収数　427人
　　回収率　58.2%

- 団員の確保が難しい中、操法大会など負担がある行事が入団を敬遠する傾向にあると考える。消防の知識や実務経験が必要だと思うが、時代的に考えていかなければと思う。
- 操法大会をやめる。もしくは出役を減らし、実際の火事場で役立つ技能、訓練、研修を。山に囲まれた場所なので、現場の者とも意見つきあわせて、山林火災や様々な状況に使える装備の検討、購入、配慮。
- 平均年齢が高くなることによって、仕事、家族（子供）中学生以上になると部活、あるいは塾など子供に使う時間、お金が増え、いろんな意味で負担が増える。消防以外の地域行事、体力的なこともあり、精神的な負担が増える。活動内容が今の時代に合っていない。変える必要がある。
- 操法大会では一部の人しか行わないので、訓練を一人一人が実施できる方が良い。
- 消火に関する訓練を第一に優先すべき。操法という形でなくとも、機械の使い方は学べるはず。

訓練や操法大会に対する意見④

【参考】山形県遊佐町（ゆざまち）実施のアンケートに寄せられた訓練や操法大会に関する主な意見

【アンケート概要】（団員へのアンケート）
調査の期間：令和２年10月１日～令和２年11月30日
回収結果　：発送数　603人
　　回収数　553人
　　回収率　91.7％

・　不要と思える行事が多い。純粋に火事や水害で何をすべきかの訓練を年数回行えばよいのではと思う。自分の入団の時のように消防の行事や宴会を楽しむのを求めていないのが若い世代。

・　規律訓練も大事だが、災害時に何をしていいのかわからないという事がないよう、より実践的な操法訓練等に力を入れた方が身になると思う。

・　操法大会参加はなくしていただきたい。出場する際の週3程度の練習が仕事と家庭に負担があるため。

・　集落を火事から守る重要な役目だと思っています。消防団に入ったのであれば、訓練や集まり、点検等をきちんとやらせないといけない。

・　消防団員が年々減少している。地元に若者が少なくなっている。しかし、団の行事は昔から変わらず、現在の団員には負担が大きくなっている。実際の現場で役に立つ技術的な行事ならいいと思うが、イベント的な行事は必要ないと思う。

・　飲み会等を否定しませんが、参加できる人、できない人もおり、今の時代に合っていません。個人の口座に入金して、自腹でいいと思います。本当に必要な訓練ができていない、操法や礼式よりも大事なことがあると思います。

京都市オリジナルの操法訓練等

昭和３２年～　各地元で操法等の大会（査閲）を開催
　５１年～　消火栓操法等の市大会（査閲）を開催
平成　２年～　応用操法としてトランシーバーを導入
　９年～　大会で実施する操法を消火栓操法から小型動力ポンプ操法へ変更
　１８年～　小型動力ポンプ操法に分岐管を導入
　２７年～　操法に準じた実践的な放水訓練を導入
　２８年～　放水訓練時の安全靴着用を開始

市内の全分団が操法に準じた訓練を毎年実施している。

（参考）消防団員の平均年齢
全　国　４１．９歳（令和２年４月現在）
京都市　５０．１歳（令和３年４月現在）

小型ポンプを用いた訓練
全国と京都市の違い

根拠

	全　　国	京　　都　　市
規　定	消防操法の基準 （総務省**消防庁告示**） 第４章　小型ポンプ操法	京都市消防及び救助操法 に関する要領（通達） 京都市消防団の小型動力ポンプ操法
実施要領	全国消防操法大会　操法実施要領	京都市消防団総合査閲 小型動力ポンプの実放水訓練要領

	全　　国	京　都　市
使用機材の違い	・ホース　６５㎜×３本 ・分岐管　なし ・トランシーバー　なし	・ホース　６５㎜×２本・５０㎜×１本 ・分岐管　使用 ・トランシーバー　使用
服装の違い	運動靴等，脚絆	安全靴（踏抜き防止・耐圧迫性能等を有する）
吸管延長の人員	２　名	３　名
筒先保持の人員等	１人（指揮者）で保持 筒先交替　指揮者→筒先員	指揮者以外の２人で保持 筒先交替　なし
放水開始等の伝令	伝　令　員	トランシーバー（指揮者）

写真１

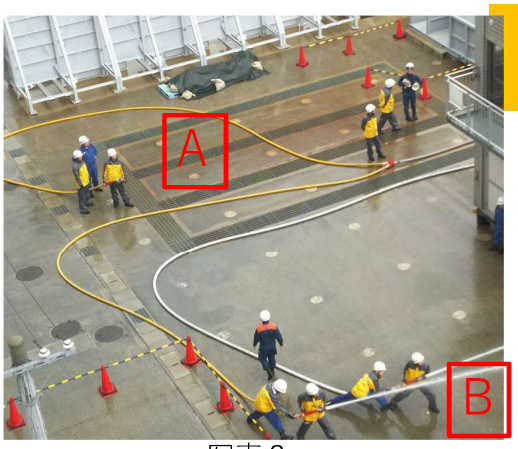

写真２

分岐管

消火活動時にホースへ
結合し使用する器具

使用目的

・２口放水　　・部署移動
・放水一時停止　　・圧力抜き

消火活動で重要な器具

大会における訓練　全国版と京都市版の違い（図解）

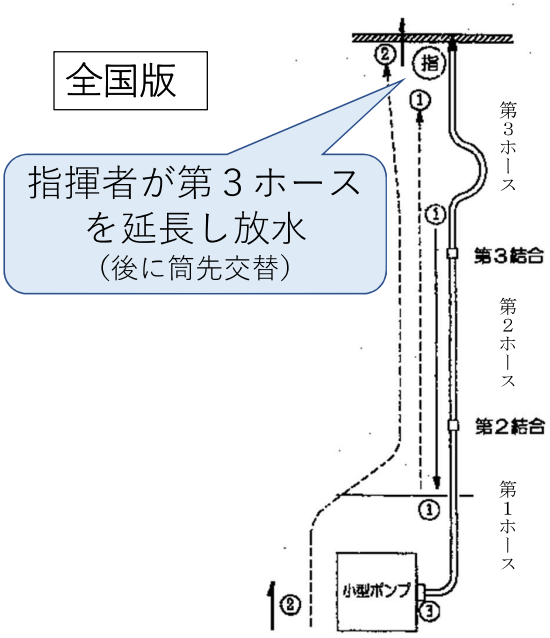

大会における訓練　全国版と京都市版の違い（図解）

京都市版

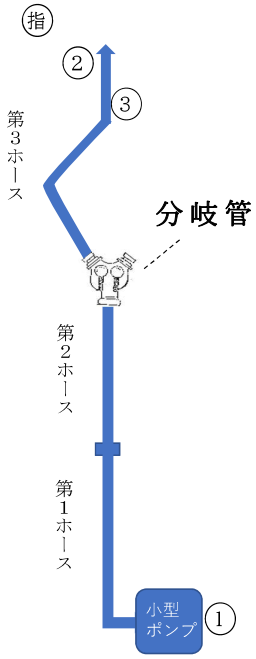

京都市版　指揮者の動き

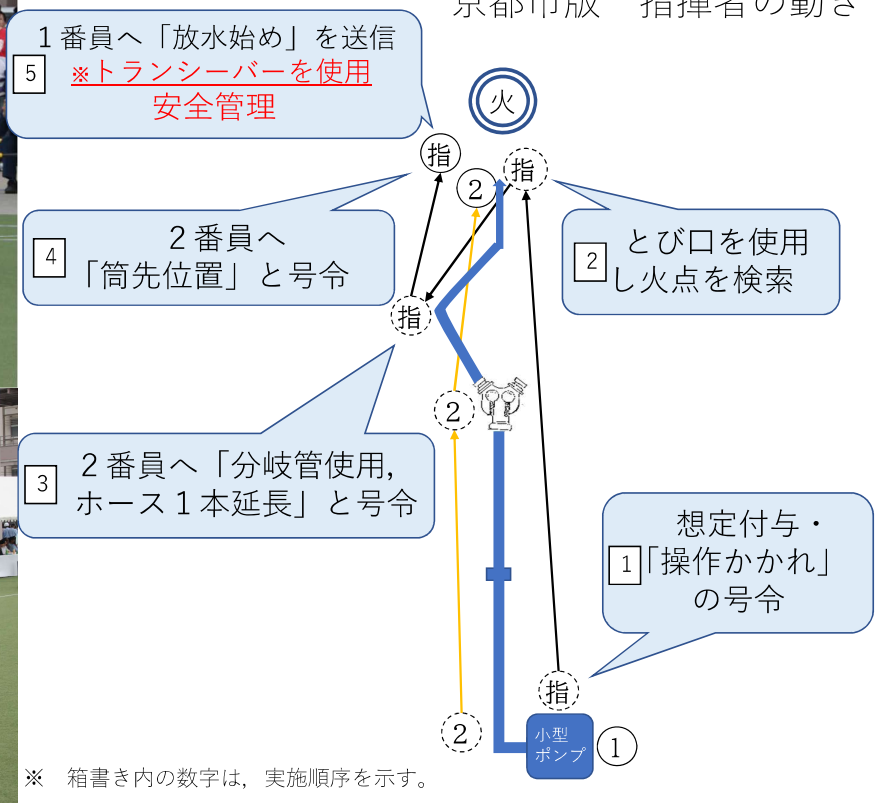

※　箱書き内の数字は，実施順序を示す。

トランシーバー

離れた場所にいる団員間の交信に使用する。

災害現場ではデジタル簡易無線（写真１）を使用する。

災害現場で使用する無線の混信を避けるため，訓練ではトランシーバー（写真２）を使用している。

写真１

写真２

活動靴（安全靴）

災害現場活動で使用する靴
踏抜き防止・耐衝撃・耐圧迫性能を有する。

全国消防操法大会では，実施要綱で「靴は操法に支障のないものとする」と定められている。
運動靴が使用されることが多い。

京都市版訓練の特徴

京　都　市　版	効　　果
指揮者が指揮・安全管理に専念	適切な状況判断
分岐管・５０ｍｍホースを使用	災害現場活動に即した訓練
トランシーバーの活用 （伝令員が不要）	消防団員の負担軽減
安　全　靴　の　着　用	災害現場と同様の服装 安全性を重視

装備・訓練の改善や先進的機器等の積極的な活用

総務省消防庁「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日消防地第228号）から抜粋

一方、近年の災害は多様化、大規模化していることから、消防団員の数の確保とともに、装備・訓練の改善や装備に関する先進的な機器等の積極的な活用等による消防団員の更なる質の向上を通じて、消防団の災害対応力の向上を図ること。

装備・訓練の改善は公務災害の発生防止も図れる。

毎年５～６月に分団単位で訓練を実施する。
消防団員から「新入団員の基礎的な動作の習熟に役立つ」との声も多い。
その一方で，「激しい訓練による心身の負担に加え，準備期間が長期に渡ることによる，時間的な負担が大きい」との意見もある。

５．装備等の充実

「消防団の装備の基準」の平成26年改正等

1. 装備の基準の改正

改正の目的

「消防団の装備の基準」（平成26年消防庁告示第2号）について、平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう改正（平成26年２月７日公布）。

主な改正内容

○双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実（トランシーバー等）

災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員にトランシーバーを配備することとした。この結果、全ての階級の消防団員に双方向通信用機器（トランシーバー等）を配備することとなった。

○消防団員の安全確保のための装備の充実（安全靴、ライフジャケット等）

風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴（救助用半長靴）、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備することとした。

○救助活動用資機材の充実（チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等）

救助活動等に必要な自動体外式除細動器（AED）、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備することとした。

2. 地方交付税措置の拡充

上記改正に伴い、消防団の装備について、地方交付税措置を大幅増額
（標準団体（人口10万人）当たり、約1,000万円（平成25年度）から約1,600万円（平成26年度）へ増額。
その後も、数次増額し、令和２年度は約1,800万円（前年度比＋20万円））

消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の概要

○補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団への救助用資機材等の整備を促進することを目的。近年の災害頻発、３か年緊急対策の実績を踏まえ、５か年加速化対策においても、大規模災害に対応できるようメニュー拡充し支援。

○補助率

１／３（地方負担分２／３に特別交付税措置（措置率０．８）を講じている。）

○補助対象事業者

市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）

○予算額　　令和２年度補正予算　：　３．０億円

【補助対象資機材】 各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可

AED

油圧切断機

エンジンカッター

チェーンソー

ジャッキ

トランシーバー
（デジタル簡易無線機を含む。）

発電機

投光器

排水ポンプ

ボート

救命胴衣等(※)

切創防止用保護衣等(※)

※破線囲みの資機材は、交付要綱の一部改正（令和元年12月13日付け消防地第239号）により、補助対象として追加したもの。
※救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環、フローティングロープをいう。
　また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣のほか、耐切創性手袋、防塵メガネ、防塵マスクをいう。

「消防団員の処遇等に関する検討会」開催要綱

１　目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの２年は毎年１万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっている。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、「消防団員の処遇等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

２　検討事項

検討会は、消防団員を確保することを目的として、以下に掲げる事項について検討する。

（１）消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方

（２）消防団員の加入促進　等

３　検討会

（１）検討会の委員は、別添のとおりとする。

（２）検討会に座長を置く。座長は、主催者である消防庁長官が委員の中から指名する。

（３）座長は、検討会を代表し、会務を統括する。

（４）検討会は、原則公開とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

４　運営

（１）検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室が処理する。

（２）本要綱に定めるもののほかは、主催者と協議の上、座長が定める。

附　則

この要綱は、令和２年 12 月 15 日から施行する。

消防団員の処遇等に関する検討会
委員名簿

（敬称略、五十音順）

座長	室﨑　益輝	（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）
委員	秋本　敏文	（公益財団法人日本消防協会会長）
	安達　由紀	（鳥取市消防団女性分団団員）
	石橋　毅	（公益財団法人千葉県消防協会会長）
	太田　長八	（東伊豆町長）
	荻澤　滋	（消防庁国民保護・防災部長）
	小出　譲治	（千葉県市原市長）
	重川希志依	（常葉大学大学院環境防災研究科教授）
	花田　忠雄	（神奈川県くらし安全防災局長）
	山内　博貴	（全国消防長会総務委員会前委員長（京都市消防局長））